第5回 新市の事務所の位置等検討小委員会会議録						
召集年月日	月日 平成15年12月8日(月曜日) 午後7時00分~					
召集の場所	築館合同庁舎 第5会議室					
出席者		氏		名		職名
	1番	鈴	木		守	議会議長(築館町)
	2番	加	藤	雄ノ	心郎	議会議員(若柳町)
	3番	千	葉	伍	郎	" (栗駒町)
	4番	太	齌	俊	夫	議会議長(高清水町)
	5番	石	Ш	憲	昭	" (一迫町)
	6番	佐々	木	幸	_	" (瀬峰町)
	7番	大	内		朗	" (鶯沢町)
	8番	小	岩	誠	=	" (金成町)
	9番	菅	原		佑	" (志波姫町)
	10番	中	鉢	泰	_	" (花山村)
	11番	白	鳥	英	敏	学識経験委員(築館町)
	12番	中	嶋	太	_	" (若柳町)
	13番	髙	橋	伸	幸	" (栗駒町)
	14番	武	田	正	道	" (高清水町)
	15番	Щ	村	喜り	、 夫	" (一迫町)
	16番	津	藤	國	男	" (瀬峰町)
	17番	伊	藤	竹	志	" (鶯沢町)
	18番	飯	田		明	" (金成町)
	19番	千	葉	和	恵	" (志波姫町)
	20番	佐	藤	利	郎	" (花山村)
欠 席 者						

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 案 件
 - 1)新市の事務所の位置等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第5回 新市の事務所の位置等検討小委員会

1. 開 会 午後7時00分

千葉事務局次長 皆様、おばんでございます。

ご報告申し上げます。若柳町の議会議員の改選によりまして、委員構成が一部替わってございます。 本日より佐藤平義さんに替わりまして加藤雄八郎副議長が委員としてご出席されておりますので、ご紹介いたします。

なお、本日は欠席の届出はございませんけれども、まだ二、三の方お見えになってございませんが、 定足数に達しておりますので、ただ今より第5回新市の事務所の位置等検討小委員会を開催したいと思 います。

2.挨 拶

千葉事務局次長 開会に当たりまして、鈴木委員長からご挨拶を頂戴いたします。

鈴木 守委員長 皆さん、改めましておばんでございます。

今日は第5回の小委員会を開催した訳ですが、師走に入りまして非常にお忙しい中を曲げて出席して 頂いて本当にありがとうございました。

お詫びを申し上げなくてはならない訳ですが、第4回の委員会には私、所用によりまして欠席した訳でございます。飯田副委員長にはいろいろお骨折りを頂きましたこともありますし、皆さんにも大変ご迷惑をおかけいたしまして申し訳なく思っております。お許しを頂きたいと思います。

第4回の小委員会の中身につきましては、今日、午前中に合併協議会事務局の方から説明を受けて、 大体の所を私なりに把握したつもりでございますが、皆さんの協力によりましてもう少し進んでまいり たいと思います。

尚、以前の協議会、12月中には小委員会の結論を出して頂きたいと言うようなことも協議会長から話があったように私記憶しておりますので、できるのであれば12月、年内に合併協議会の方に送ることに是非したいものだと思っておりますので、皆様方の建設的なご意見などを伺いながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。以上でございます。

千葉事務局次長 ありがとうございます。

皆様にお願いでございますが、ご発言の際は、議事録の作成の関係上、町村名と氏名をお願いしたい と思います。

3.案件

千葉事務局次長 それでは、3番目の案件に入ります。今後の議事につきましては、規定によりまして委員長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1)新市の事務所の位置等の検討

鈴木 守委員長 それでは、ちょっとお話ししますが、前回の委員会では2番目において「新市の事務所の設置については、一部分庁方式を含む総合支所方式とし、住民サービスの機能を維持していくものとする」。最後の「住民サービス機能を維持していく」というのは、宿題として栗駒の千葉委員の方から持ち帰りたいという話があって、これだけはまだ千葉委員にご意見を伺ってという話でございましたが、そういう所から始めてよろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは千葉委員、この最後の持ち帰りの所、お話を願いたいと思います。

千葉伍郎委員 これは全責任的なことですか。

鈴木 守委員長 いや、全責任ということではありませんが、皆さんが決めたことでございますので.....。

千葉伍郎委員 皆さんが決めたんでなくてさ、皆さん方の意見というのは何も改めて.....。

鈴木 守委員長 立ってお願いしたいんですが。(「立って」の声あり)発言の時は立って。

千葉伍郎委員 この文書というのはいずれ小委員会の報告書となって、出て行く訳ですね。(「そのとおりです」の声あり)その報告書を見て、協議会全体の中で分かりやすく承認を得るというのが小委員会の本来の姿だと思うんです。いろんな議論を聞きまして、いや、それは住民サービス機能なる表現は当たり前でないかとか、改めて文章くらい無くたって何も問題ないのではないかとか、こういう気になっていますが、ここの皆さん方はそういう理解に立ったにしても、ああそうかなということも理解しない訳ではございません。

ただし、本会議に今言ったような文章だけに進んだ場合、一体合併前の機能というものがどういう形で確保されるのかと、それはもうすべてが100%機能が確保されるとは私は思っていません。少なくとも住民サービス部門に対する機能の低下は、本来の新庁舎が出た後の将来姿にしてはいろいろあるかもしれませんが、その移行措置の段階では、ここを前提にしないと合併をしたけれどもさっぱり良くならないのではないかと、こういう不満を受けるのではないかということからすれば、私は住民サービスの機能というものはそう簡単に文言上この委員会の中で下ろす中身ではないのではないのかと。逆にもっと文言を整備をしてそれを生かして欲しいというのが私の偽りない気持ちでございますので、もし委員長が差し支えない範囲で文書整備ができるのであれば、そういう形にして頂きたいなというふうに私は思っています。

ちょっと私も文章、ある程度整備したんですが、下のゴシックで「住民サービスの」になっていますが、私なりにこの小委員会の意見集約案をベースにして、大体次のような文言で整備してきた所であります。「現在の 1 0 カ町村の庁舎を最大限活用し、当分の間、分庁を含む総合支所方式とし、合併前の住民サービス機能をできるだけ維持していくものとする」というふうに文章を整備したつもりでいます。従って、是非ご議論して頂きましてご理解を頂きたいものだなと、このように思っております。

最初からこういう言い方をしては悪いんですが、時間の経過等もありますから、どうしてもダメだと言うのなら文章の少数意見として、私、少数意見だとは思っていませんが、意見として少なくとも協議会に住民サービスの機能を低下させないんだと、いわゆる合併前のそうした問題は低下させないんだという討議がこの会議の中で議論として出ましたということを提起して頂かなければ、私はただ単に文章を削ってしまうという訳にはいかない。

鈴木 守委員長 ただ今少数意見だというけれども、それを組み入れて、入れていこうといいますか、補足といいますか、そういったことで住民サービスを維持していきたい、いくということを小委員会として意見として出してはどうかということですが、私が聞いている範囲では、皆さん、ここにおられる方が全部の部分に、それは今言ったことは当然のことであり、包含されていることであるから、そこはいいのでないかという、了解済だと、そのように私なりに解釈したんですが、皆さんいかがですか。ご意見願います。

はい加藤委員。発言は起立をしてお願いします。

加藤雄八郎委員 委員長が座っているものですから、私の方も失礼しました。

住民サービス機能を維持していくということはどういうことかよく分からない。なぜかというと、一番最初の案としては「新庁舎建設後は本庁方式とする」ということを謳っているんです。で、住民サービス機能を維持していくというのは、今の体制でずっと行くのかどうかもよく分からない、私なりに今入ってきて思うんです。私どもの方の書類に来たのは、集約なる予定などなかったものですから、今改めて知った訳です。

私なりに考えますに、合併をするならばやっぱり本庁方式を採らなければ職員の削減ができないのではなかろうかと。サービスも大事ですけれども、まず我が身を削ることから始まるんだろうと思うんです。それをただ文章化していい話だから載せようというのは私は余りよろしくないという考えを持っています。これは意見です。

鈴木 守委員長 千葉委員。

千葉伍郎委員 私の確認のやつが、最初から話をしましたらこういうことになると思うんですが、それこそ今までやってきた4回の会議の流れの上において、いわゆる分庁含む総合支所方式とするというやつは、大方到達点に私は達したのではないかなと、これは思っています。前回までのまだ新庁舎が建たない前の議論ですから、好むと好まざるとに係わらず、現在の10ヶ町村の建物を最大限活用しなくてはならないんだという中から、場合によっては1ヶ所ころに集めればいいんですけれども、集める施設がないということから一部分庁方式を含めた、総合支所方式にするんだという所に到達をして、今のような文書整理になっていったもので、こんな言い方をすると申し訳ないんですが、少し会議の流れを分かってもらってからお話してもらった方が噛み合うのではないかなというふうに思います。

鈴木 守委員長 はい加藤委員、立ってね。

加藤雄八郎委員 私、前議長、平義委員からは一応聞いているんです。私、資料もそれから議事録もよこされないでぽっと出てきてこの流れだと言われればそのとおりだと思うんですけれども、私、せめて事務局が議事録からやっぱり書類から新しくなったということで送ってもらえるかなと思ったら、私の所に来たのはこの振替口座、収納振替口座です。やっぱり我々の町だって住民だって真剣に考えている訳ですから、当然、資料として頂きたいと。そしてその流れを、同じ流れを持っていきたいと思っておりますので誤解のないように。今の話で分かりました。

鈴木 守委員長 千葉さん、今の意見、この場でご意見ございませんか。

千葉委員、ほとんどの方々は前文の部分でこのサービス機能は低下させないという、この点そこに包含されているものという解釈でいるのではないのかと私達は思っているんです。千葉委員。

千葉伍郎委員 今、若柳の加藤さんがいみじくも言ったことなんですよ。私は協議会に行って誰が見ても分かるような文章に小委員会の皆さん方が分かればいいという中身ではないと私は思っているんです。今、極端な話をしますと、今のお話がいい例ではないですか。ですから、私は回りくどいようですが、50人の委員の皆さんに異議なしという文章にしなければならないのではないかと。従ってこれは議論済だとか、そういう集約の仕方ではなくて、一般的に言っている中身が全体集約をされる必要が文章上あるのではないかというふうに思っているんです。

この間の議論というのは、今言ったように、場所が決まればいいんだという議論の中から、先ほど言ったようにここで申し上げますと、新市の事務所の設置については一部分庁方式に統合する方式とするのだ、これだけ決めればいいのかという強い意見もあったことは確かなんです。しかしその中では、協議会に行った時に、前にありますように、合併前の機能をできるだけ移行措置の新庁舎が、私はそう見ている、新庁舎が少なくともできるまでの一定程度の過程の中では、住民から合併したと同時に不便だと言われるような行為にならないように、少なくとも全体の合意として合併前の住民サービスの機能については維持していくんだという方式は、そんなに私は委員の皆さん方の議論とは真っ向から対立する中身ではないのではないかと。問題は、それは包含しているか包含していないかということですから、ここの議論は皆さん方はそういうふうにして理解したんですけれども、今出たような意見が必ず出てきますから、私は不調法を重ねるつもりはありません。同じ文章を飾りで何回もするつもりはありませんが、文言整理としてやっぱりここに入れておく必要が、分かりやすい文章で入れておく必要があるのではないかということで私は意見を保留した関係から、先ほど冒頭申し上げましたように、文章の整理をしてみた訳です。ですから、言葉で今度は、言葉尻でなくて、本当にその文章が意味を含めて理解をしてもらえば、そんなにその他の委員の皆さんと険悪な状態になる文章ではないのではないかと私は思っていますよ。

鈴木 守委員長 ただ、千葉委員、申し上げますが、先ほど千葉委員、新しい文章を作って頂きましたね。しかし、そのことは前段で皆さんこれは同意に達しておりますので、新しく最初から全体の文章を変えてということには少し問題があると。千葉委員。

千葉伍郎委員 だから皆さん方が、いや、それでもおかしいよなと。今、私、改めて申し上げますとそれでもおかしいのだという意見があるのなら承ってもいいんです。その経過というのはありますから。そうでないと、さっきから委員長は皆さんの意見集約はここです、ここですと言うから、何かそこで全部決まって、私だけが異端児のように受け止められたのでは困りますからね。言葉尻をつかんで異端児みたいに思われたのでは困りますので、私は精一杯表現をしているつもりなんです。

それから、何回もくどいようですが、やっぱり全50人の全体の会議に行った際にも、質問なく分かるように文章というのはした方がいいのではないのかというふうに私は思いますので、3番の関係とうんと関係してくるんです。関係してくるだけに、私はそれとは切り離して、少なくとも新しい庁舎、本庁ができるまでの間はこういう措置をとらざるを得ないのではないかという気持ちがいっぱいあるんですよ。ですから、委員長はいきなり、皆さん何も語らないで、説明を求めてだよ、反発するのならしてもらったっていいです。

鈴木 守委員長 千葉委員、私の理解の範囲で言っただけだと思うんですけれども、一応、そこまでの前文についてはこれで了解ですねと、私はそういうふうなことでこの間の会議では決めました

と。問題は、ここに新しい資料の中で括弧を入れて住民サービス機能を維持していく、この文言を入れる、入れないでは千葉委員が持ち帰って検討しますということで、その部分は持ち帰りになりまして、それを今からやろうということで今日の所から始めた訳です。

皆さん、どうですか。はい菅原委員。

菅原 佑委員 志波姫の菅原です。

今、括弧内の住民サービス機能維持ということで千葉委員といろいろお話あるようでございますけれども、このサービス機能というのは、これは数字で表せる訳でもないし、全く抽象的なことでありまして、受けとめようということになってくる訳であります。それを、この委員会で分庁方式をした場合は、これは当然私もここ書いたのですが、戸惑いは出てくる訳なんです。分庁した場合は10ヶ町村の1ヶ所に何らかの機能が行く訳ですので、これは大変不便になっている訳です。その中で、合併する以前のサービスを維持しましょうと、私としては距離ももうサービスに入るつもりですので、そういういろいろな分野につきましては、もう無理な点につきましては住民の皆さんが誤解しないような、例えばはっきり数字的に分かる何らかのサービスというのがあるのであればこれは従前どおりやりましょうということになりますけれども、文言として付ける分については、これ、大体この小委員会に問われておる範疇でも何でもないので、これは全部削除されて答申して、あとは50人の協議会で決定して頂けばいいことでありますので、協議会の50人よりも8万5,000人の住民の方が迷うような表現は私は余り賛成できないのでありますので、その辺はよく考えて頂きたいと思います。

鈴木 守委員長 千葉委員。

千葉伍郎委員 今、志波姫の菅原委員がおっしゃいましたが、分庁方式を採るからといって10ヶ町村にすべて分庁の機能を分散をするという言い方では私はないと。ここに書いてある「一部分庁方式」というのは、それぞれの地域によっては例えば森林の問題であれば栗駒、鶯沢、花山、一迫が森林が中心ですよということになれば、どこかの適地の所にそれの分庁の一部を置くというような私は理解であって、10町村に平均に一部の機能をやると、従って、その関係で住民の皆さんが困惑をすると、こういうことを私は期待して言っている訳ではないんですよ。少なくとも新庁舎ができるまでは、何だかんだ言ったって、どうしたって1ヶ所に集め切れない訳ですから。ですから、前に若干戻って申し訳ないですが、築館を本庁とするという時にも、それでは築館の分はどうするんですかと言った時に何ら答えはない訳ですよ。仮に最大限築館本庁に入ると言ったって、120とか140ですよ。そのうちの管理部門全部やったら、これ大体200とも300とも言われているんです。そうすると、これは好む好まざるに係わらず、築館の庁舎に本庁舎方式で本来の業務を持っていった際に、築館の住民サービス部門がそこからはみ出してくるということなどがあって、私は庁舎が空いている金成町はいかがですかという話をしただけでありまして、ですから具体的に文章化をしても見えない部分がいっぱい出てくるんです。

ですから、私は、ここで言っている方式というのは、住民のサービス機能というのはどこまでなんですかと、こういう言い方しますね。これはもう今言ったように、皆さん方の窓口業務を中心とした住民サービスの、例えば保健だとか納税だとか、そういうどうしても住民が直接対話をしなければ解決できないような窓口というのは、これは町村の規模によっては人数が違ってくると思いますね。或いは兼務もしていい場合もあると思います。そういうことをその時に考えると、少なくとも合併した結果によっ

て不便でないな、このぐらいなら合併して良かったなというような意見に新庁舎ができるまでは、少なくともこの期間中はそういう対応を合併と同時に私は担っていかなくてはならないのではないのかという意味で明文化をしてほしいと、こう言っている訳ですよ。

鈴木 守委員長 ちょっとね、休憩します。

午後7時22分 休憩午後7時24分 再開

鈴木 守委員長 それでは再開します。

もう少し皆さんのご意見を伺います。はい中嶋委員。

中嶋太一委員 若柳の中嶋です。

両脇、前と発言されまして、どうしても発言しなければと思いましたので、一言申し上げます。

最初の千葉委員のご意見を聞いていて、なるほどなというふうにも思いました。多分第4回の意見の 集約においては、ほぼ住民サービスは低下させないんだよと、このまま維持していくんだよということ でのコンセンサスは全員が取れていたように私は思います。で、今、千葉委員がおっしゃったのは、い みじくもそういったことについて明文化、或いは文章化しておかないと50人である協議会に行った時 にきちんと他の委員に説明が出来ないのではないか、スムーズに小委員会の意見、承諾されなくてはな らないのではないかというご心配だと思います。最もそのとおりだと思います。

とすれば、ただ今委員長、或いは前回9月にやられた副委員長が会の経過をもって文章化した、それにプラスいわゆる文言に入れなければならないのかどうか、ちょっとこれ逆に千葉委員にもお聞きしたいんですれども、もしそうでないとすれば、補足的な、文章はこの前文の段階でも、しかし少数意見ということではなくて、全員の意見として住民サービスを低下する形での分庁方式を含む総合支所方式とするというのではなくて、これは最低限維持していくんだよということを兼ね添えて説明をすれば、この委員会の意見の集約として協議会の他の委員のご同意を得ることは、ほぼというか、かなりの確率で可能性は高いのではないかというふうに思いますので、その辺の確認さえ取れれば、この前文のままで行って、なお千葉委員の重ねておっしゃっている内容については、きちんと感想を理解の上、委員の中に徹底していくということで委員会としてはそう意見をまとめられたらいかがかと思います。

鈴木 守委員長 佐々木委員。

佐々木幸一委員 瀬峰の佐々木でございます。

いろいろと住民サービス機能を入れるか入れないかでもめておる訳でございますけれども、この私達のまとめた報告書は協議会に提出する訳でございまして、協議会の協議第8号には「一部分庁舎方式を含めた総合支所方式とした理由」ということでそれがきちんと載っている訳ですね。全町村役場が使われるかどうか分からないというようなこともございましたけれども、その には「既存する10町村の庁舎を有効的に利用し」ということがきちんと載っておりますので、そこまで私もしなくてはならないのかちょっと疑問に思います。皆さんがただしこの議事を早く進めるために受け入れるというのだったら私は一向に構いませんけれども、私は入れなくともこれはここにありますから、あとは協議会で、例えばこのとおり決まれば「協議会だより」として住民に出す時に、この「一部分庁舎方式を含めた総合

支所方式とはこういうふうな機能を果たします」ということを注釈みたいな形で載せれば私はいいのではないかと、このように思います。

鈴木 守委員長 ご意見ございませんか。伊藤さん、どうぞ。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

この間も私、千葉委員の発言でちょっと気になった所は、2番と3番を分けて議論しろということで私も余りしゃべらないでいたんですけれども、住民サービスが大きな問題になるのは、庁舎を建てるとなった時だと思うんですね。だから住民サービスの問題は3番に入れるべきだなというのを思っていたんです、実を言うと。それで、あともう一つ気になるのは、当分の間、庁舎を建てるまでのサービスだというふうに大分千葉委員の方から言われたんですけれども、3番の方はどういうふうに考えられているのかなというのもちょっと疑問に思ったものですから、むしろ住民サービスというのは、大きな問題になるのは新庁舎を建てるという時の議論ではないかなというふうに思いますので、私はやはりここは入れるべきではないというふうに考えています。

鈴木 守委員長 他にございませんか。はい千葉委員。

千葉伍郎委員 いや、疑問だと言われれば答えなくてはならないですよ。疑問だというのであれば疑問は解明しておかなくてはならないですね、これは。人の意見をもうばっとややこしくなって「疑問だ」という言葉、これはいろいろな話し合いをしている場所ですからね。否定をして、全体像を見ないでそこの部分だけで否定をされたのではこれは困るしね。皆さんは協議の過程を分かっているという前提なんです、今。そうではなくて、私は50人の皆さんに20人で議論したやつを報告をするんだということを見れば、いきさつ経過がどうであるとか、前に一番議論あったのは、そうしますと小委員会に条件付託したのかどうかということが一番先に出ましたでしょう。ですから、その時は事務局は白紙委任ですと、こういう言い方しましたね。その後取り消して下さいと、これ出ましたね。しかし、どっちも取らずの話ではダメだから、本会議で協議会に提案をされたという事実はこれは残っているという意味からすれば、正式に条件付きではないけれども、委員会としては条件付き付託をされたのではないですよということを確認して入っていった訳ですね。

この状況から行けば、経過を分かっている人はそれでいいです。経過が分からない人から見れば、本会議で提起したやつがなぜこういう文章になるのやと、付託したのはこの文章がいいか悪いか議論してけると言ったのではないかというふうになりはしないかと私は思っているんですよ。ですから、その過程を丁寧に報告書に書いてもらわないと、文章というのはひとり歩きしますから。いいですか、小委員会に付託をする条件が付いたのか、付かないのかから始まるんですよ。付いていれば、その付託事件の内容によって変わってきます。しかし、白紙委任で始まった訳ですから、今言ったように分かっているという前提はこの委員だけの話です。少なくとも本会議に報告をされる時に必ず聞かれる訳ですから。協議会で提起したやつが何でこんな文章違うんだと、何が問題になったんだという時には、これはこういう経過で条件付きでありませんと。全く白紙の形でこの協議を入っていったんですということを言わないと分からないでしょう。

ですから私は最後の文章としては、今言ったように、住民サービスというのは合併の時の最大の課題ですから、これは私は譲れない話ではないですかと。これは分かっているとか、住民サービスは前提だとかというのは、この中で議論された方はそうでしょうけれども、そうでない人達は、今一番心配して

いるのは、合併したことによって住民サービスが低下するのかしないのかということがポイントなんですから。特に私達のように周辺地域になる町村の住民から見れば、役場から築館の本所さ来る距離以上にあるんですから。きょう、雪の話出ましたね。こんなに広い所にいるんですから。ですから、住民の人達は住民サービスがどのようになるのだということが最大の関心事ですから、私は委員会としてはそういう文言を付して頂きたいというのが私の強い信念です。

鈴木 守委員長 意見、伊藤さん。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

私、今、千葉委員にお聞きしたかったのは、3番の所に住民サービスを入れるのではまずいのかと、2番というのは当分の間のことですから、重要なのは市役所を建てる時に住民サービスはどうなるかというのが一番住民の関心だと思うので、3番の所に入れるべきではないでしょうかということで質問したんですけれども。

鈴木 守委員長 千葉委員。

千葉伍郎委員 議論の噛み合わない所がそこだと思うんですね。仕上がりの段階なのか、今、分庁舎方式、総合支所方式とするのは、本庁舎がいつ建てるか分かりません。

鈴木 守委員長 千葉委員、サービスに絞って。

千葉伍郎委員 いつするか分かりませんが、これ3番以降で議論なっているんですが、それまでの間の分庁方式、総合支所方式というやつを位置付けるために議論しているんですね。ですから、今移行過程にある、合併の本庁舎を建てるまでの移行過程にある住民サービスの部分が、合併をする際の最大の関心事であるし、特に周辺町村の場合はそこが一番の住民の関心事ですから、私はそこの所はこだわって、住民サービスを低下させないんだよというのはやっぱり基本として置くべきでないのかというのが主張です。だから本庁舎を建ててからどうするかというやつはまた次元が、先ほど来言っているように、住民の便利な場所、或いは予算その他の関係などを総合的に判断をしなくてはならないというふうにいっぱいあるでしょう。

従って、前の経過から行けば、3番の問題については、今すぐに、何年後にすぐ建てなくてはならないという議論にはならないのではないかという一連の流れを私はこの中でお話をしているものであって、伊藤さんの話とはあれですね、新庁舎が出来た以降の関係と、私は逆に今合併をする過程の話を、移行過程を大事にした方がいいのでないかという意味からこの話をしているんですから、是非そこら辺は理解をして頂きたい。

伊藤竹志委員 今、名指しが出ましたので。

鈴木 守委員長 お願いしますが、前文については大体皆さん同様意見と聞いています。ただ、住民サービスを入れるか入れないかですが、私はいつかの会議の中で、協議会の会長が住民サービスの低下ということを出来るだけ避けなければならないと、これは基本的な問題ですので、ここであえて、入れればなおいいかもしれませんが、入れなくても当然これは皆さんが分かっていることです。そういうふうに私なりに思っています。

鈴木 守委員長 はい石川委員、お願いします。

石川憲昭委員 一迫の石川です。

私も途中から実は入ったもので、加藤さんと同じ立場だったんですよ。10月から入りましたので、

その経過がどういうふうな経過で言っていたかというのが分からなくて発言しましたら、委員長に止められたことが今でも覚えているんですが、やっぱり最初からこういう積み重ねで来て、今のこのテーブルはみんな同じだよという考えでいかないと先に進まないんですね、この話が。そういう点では、新しく決まった委員も理解して頂きたいというふうに思うんですけれども、いろいろこの文言について今前回も大変いろいろな議論をした訳でございますけれども、当然ながら、合併する時は、どこの町村でも住民のサービスを低下しないようにというような話は、どんな所でも恐らく議員さん方はもう、或いは町民に対して言っているような経過があると思うんですよ。私らもそういう経過で今までやってきたんですけれども、ですから、これは協議会に出した時にその文言についてはお話をして頂くということで、前回決めたような格好で一つお願いしたいと私は思います。

鈴木 守委員長 伊藤委員。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

ちょっと先ほどの続きで、私は庁舎建った後の議論をしているのではなくて、「庁舎を建てる」とやっぱり文言にあればもう合併の過程の中だと思うんですね。それで、庁舎を建てるとなると、鶯沢とか花山とかって周りになると、住民サービスはどうなるんだろうというふうにやっぱり疑問になってくると思うんです。だから、これはやはり3番の所でと。私はそういう主張であって、庁舎建てた後の議論をしているのではなくて、やはり過程の中で、そういうふうに千葉委員の方にもご理解頂きたいなと思うんです。

それからあと3番の所にはサービスは要らないのかなと。

鈴木 守委員長 まずそいづ、3番は後で。

千葉委員、どうです。

千葉伍郎委員 文章要らないのでないかという人もあるようです。それは文章を入れてもらわなくては困る。意見が少数であるかどうかは別にして、少なくともこういう過程の中でこういう議論があったということだけはきちんと文章化してもらわないと、当然、小委員会は経過を書かなくてはならないですからね。結論だけ書いてもらって報告されたって困るんですから、経過の中に入れてもらわなければこれは生きてきません。何ぼ立派なことを言ったってそれはありませんから。最大の住民の関心事は住民サービスの問題ですから。そこを意見として、どうしてもそこの部分については一致を見られなかったら一致見られなかったでいいですから、現実の問題として。

鈴木 守委員長 何でいいです。

千葉伍郎委員 いやいや、私が言っているのは「住民サービス機能を維持していくものとする」と明記すべきだという意見を言いました。しかし、それは多数の意見にはならなかったという過程の報告はきちんとしてもらわないと困ります。それは逆に協議会で復活してなるかもしれませんよ、場合によっては。

鈴木 守委員長 ただ、それについてはですね、委員の皆さんは本会議では質疑が出来ませんからね。

千葉伍郎委員 そんなことないですよ。

鈴木 守委員長 できません。議会ルールがあるでしょう。こういう委員会の委員は議場では出来ないことになっているでしょ。はい武田委員。

武田正道委員 すみません、遅れまして。途中から入ります。

委員の交代の際の引き継ぎは石川委員がおっしゃったとおり、全くそのとおりだと思います。やっぱ りそれは引き継ぐ側の責任ではないかと思います。

それからですね、あと千葉委員のおっしゃっていることも考えとしては非常に理解出来る所であります。ただ、前回から、あとは今ご意見をお伺いしても、今日、新しく入られた委員のご一緒したあれなんですけれども、前回の例を見ると19人の方が賛成されていますので、いみじくもその前の前でしたかね、この原案そのものも大分議論をされて、最初のたたき台からは大分確か変わっている所です。それもこの委員会で大分議論をやった末に行く所に到達した所であり、それぞれの委員の歩み寄りは十分にあったと思います。

これが決まった時に、私の記憶では、決まった後に若柳の議長さんが最後の方に「うちの方では庁舎の位置を決めないと譲れない」というような、「議会の方で決めてあるので」というご発言をされておる時に、千葉委員がちょっとそれに落胆のご意見をなさいました。この委員会は10ヶ町村まとめるためにみんな集っているのではないかと、そして、そのようにこれではなくてはダメだと言う主張をされてしまったのでは、千葉委員のお言葉をそのままお借りすれば(「幅寄せ」の声あり)幅寄せね。幅寄せが出来ないのではないかというご意見があって、私もそのとおりだと当日は思いましたので、今、逆にこのような議論になりまして、決して大きく議論が変わっているとは思えないのですけれども、何とか千葉委員の、もちろん本会議では委員長がこの文言の提案の説明をされる訳でしょうから、その提案説明の文章の中に千葉委員の意見というものを含めて頂くということを約束というんですか、条件にして頂いて、千葉委員の方と幅寄せして頂いて、何とかこの議論を集約させられないものかとお願いしたい所なんですけれども、いかがなものでしょうか。

鈴木 守委員長 千葉委員。

千葉伍郎委員 ずっと幅寄せしているつもりですよ。

私は幅寄せしているつもりなんですよ。決してこれ以外はダメだなんて一つも言っていません。こういう意見が少なくとも過程の中にありましたということを話してもらわないとこれはダメなんですよ。だから、もし今武田さんが言うようなことがありましたら、委員長、まとめの考え出してみて下さい。それならいいという話。

鈴木 守委員長 菅原委員。

菅原 佑委員 志波姫の菅原 佑です。

今、文言入れるどうのこうのとあるんですけれども、ここに付託されているのはそのサービスどうのではないと思うんです。さっき私が言いましたように、位置をどうするかということであって、サービス、そしてさっきも言ったように住民サービス機能ですから、50人ではないですよ。8万5,000人の市民の皆さんがそれなりにサービスっておまけですから、もっといいようにいいようにと、合併したらもっと良くなるというとり方をする訳なんですが、ここにあるように、全部一遍に新しい庁舎が出来ていく現実ではないんですから、若干の戸惑いなり不便さは出て来る訳なんですよ。それを中に置いて、合併したから急に良くなりましたよと、そういう取られ方をするような、誤ったような、問われもしていない、付託されておらないサービスか何かまで付ける必要私はないと思うんですよ。その辺だけは十分に、私は絶対譲れないとかそういうことではなくて、本質を少し見極めて、そしてなるべく理解

する方向でお考えを頂いた方がよろしいのではないかと思うんです。

鈴木 守委員長 千葉委員。

千葉伍郎委員 正確に、私、最初に言ったことをメモしてしゃべって下さいよ。私はね、絶対ダメだからなんて言っていません。合併前の住民サービス機能をできるだけ維持するものとするという文言を言っているんですよ。こうでなくてはダメだなんて言ってないですよ。ですから、自分なりに解釈してもらっては困るんですよ。どこが問題なのかと私今何回も言っているんですが、この部分、合併するんだから住民はもっともっとなんて誰も言っていないです。合併前の住民サービス機能をできるだけ維持すると、こういう表現私使っているんです。

菅原 佑委員 だから、そういう抽象的なこと無理でしょう、あんた。

千葉伍郎委員 いや、無理だって言ったってしようがないでしょう、あんた。

菅原 佑委員 まず期待感で、かえってがっかりしてしまいますよ。そいづ包含しているんだから。

千葉伍郎委員 だから菅原さんはそれで志波姫の中が通っていると思うんです。しかし、お宅の方と違って私の方は、先ほど言ったように、役場までさえ10キロ区間に入らないで、さらにそこから20キロもあるんですから、そういう人達から見れば、合併に伴って住民サービスはどうなるんだという心配が合併に対する最大のうちの方は課題ですよ。ですから私は何回も言うようだけれども、周辺地域に、10キロ圏には入らない周辺地域のやつをどうするんだというのが私の町にとってみれば最大の住民課題です。ですから、これは今言ったように本文に入れられないのなら、ちゃんと議長がいるので報告書を書いて作ってみて下さい。妥協できるかどうか。

鈴木 守委員長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 私は議事録持っておりませんで流れが分かりません。ただ、今、議論を聞いておりますと、私、不思議に思うんですよ。この庁舎の関係において、合併前の機能をできるだけ維持するものとするという案はもっともな話で、サービスとか住民サービスとか何とか入れなくても済むのではなかろうかと。そして、委員長が報告の際に住民サービス機能を維持していきたいという意見もあったという文書を出せばいい訳でしょう。報告を文書にする訳ですから、それでいいのだろうと思うんですけれども、私の考え、間違っているでしょうかね。(「委員長一任だな」「もう1回」の声あり)

鈴木 守委員長 武田委員。

武田正道委員 いいですか、高清水の武田です。

今の意見とほとんど同意見です。賛成します。ただ、そこで千葉委員が、ではその文書を示して下さいということですので、ただ、このことはいずれ報告書そのものはここにいる委員皆さんで確認する必要は当然あるでしょうから、その時点までにということではよろしいでしょう、千葉委員、今ここでというのではなくて。いわゆる提案理由の中に住民サービスの低下云々を入れると、本文ではなくて入れるということは当然作られると思うんです。その文言の中に入れて、最後にみんなでその報告書をここで確認し合えば、ではそれでいいということになればいかがなんでしょう。

鈴木 守委員長 菅原委員。

菅原 佑委員 休憩でもいいんですけれども、千葉委員にお聞きしたいんですが、住民サービス機

能というのは大体どういうことをイメージされているものですかね、ちょっと分かりかねるのでね。例えば、文字とかそういう住民の話を出されるようなんですが、仮にそれが栗駒町の皆さんが、金成が金成庁舎を役場庁舎にした方いいというような場合、文字あるいは耕英の方に住民サービス機能を低下させない、従前のようにするということはどういうことをイメージしてされているのか、送り迎えをしながらするということを言うのか、窓口のことを言うのか、完全に今までのあそこの伝創館などよりも距離はずっと遠くなる訳なんですけれども、サービス機能ってどういうことをイメージしてご発言をされて、これは絶対譲れないとかそういう話をするのか、もう少し詳しく一つお願いいたします。

千葉伍郎委員 では、私の方から。

例えば、金成の話が出ましたけれども、金成の話とちょっと違うんですね。(「いやいや、そこの……」の声あり)ちょっと待って下さい。金成の話は、先ほど言ったように、築館に本所を置くと、本所を置くというのは管理部門を企画財政……(「いや、サービスのことだけでいいから」の声あり)ちょっと黙っていてまず、人の話。(「いいから」の声あり)後から言ったらいいんでないの。それで、あの建物には入らないのではないですか。本来の築館の住民サービス部門がそこから出て別な場所を選ばざるを得なくなるのではないですか。そのことはどこからも回答がありません。こういう状況から行けば、今、10カ町村にある施設を最大限活用するというのは、例えば築館の場合に本所を置かなくたって、事務部門を、管理部門を中心にして置くのであれば、あの金成の建物を中心とした、最も新しい建物ですから、その中にOA機器から何か皆入っているという状況からすれば、私はあそこが適地でないのかという話がまず一つ。これは一つの区切りですね。

それから、住民サービスが分からないという話ですが、議員みんなやっていて住民サービスの定義というのはあるはずですよ。分からないですか。ただ、お宅の話と私の返りが違うかもしれませんね。今言ったように、周辺部10キロ圏に入っている周辺部の町村と、私達のように10キロ圏から外れて、さらにそこから戻ってくるくらいの距離がある。今日、この話の中で雪の話まで言いました、栗駒。これだけ広い範囲の中での出てくるのですから、少なくとも栗駒の本庁方式、総合支所方式という、どういう機能が入るか分かりませんが、少なくともここで言っているのは合併前の窓口業務を中心とした住民サービス部門だけは機能を低下されては困りますよと。或いは本所さ来る分についてはこれはしようがないですね。何回もこの総合支所方式の時に議論したではないですか。総合支所というのはどういう機能を持つものだと。これは全く私はその議論は同じですからね、皆さんと。何も変わりありません。そこを私は強調しているだけの話でありまして、委託される中身が違うのでないかとか、場所だけ決めればいいのではないかというのはお宅の論理であって、私からすれば住民のそうした願いというのはきちんと主張しておかなくてはならないというので私何回も主張しているんです、これ。

鈴木 守委員長 それでは、暫時休憩します。

午後7時50分 休憩 午後7時56分 再開

鈴木 守委員長 大分サービスの関係で約1時間ご議論なった訳ですが、もうある程度こちらの方

でも案をまとめましたので、副委員長の方から報告します。(「私が代わって、私の意見ですよ…」の声あり)

飯田 明副委員長 金成町の飯田と申します。

前回、取りまとめたら、今度は意見をまた取りまとめたんじゃないかと。

今、いろいろな議論を聞かせて頂いたんですけれども、皆さん、考えている所はほとんど一致してい ると思うんですね。ただ、そこの部分の切り口が、例えば3番目の項目にちょっと入ってしまったりと か、そういった部分の話もありますので、そういうと住民サービスとは何かということの研究まで行っ てしまってとりとめなくなってしまいますので、それで、基本的にはこれだけの議論をずっと続けてき ている訳ですが、そこの部分で私もっとクリアにして考えていきたい。ここにいる委員ならば、多分総 合支所方式、分庁方式と、その辺やっぱりこの場合には住民サービスはどうなるのかと、当然、議論し ていたらどんどん分かってくるんですが、最初に言っていた部分での項目の標記内容と今議論している 内容と、仮に同じだとしてもやっぱりそれだけの時間の過程を経て積み上げてきた部分でこういうのが 認可されつつあることであると。そして、基本的な協定項目なんかについては、もうこれはこれで基本 的には皆さん一致していると思うんですよね。1番目の「当分の間」という文言等は付け加えるかは、 まだありますが、ですからここの部分はこれで、それで今までの議論ということは、全てこういった形 のことについて住民サービスの意義ということも含めて議論で来て、それも記録されてきている訳です ので、当然これは委員長の報告する際には住民サービス云々等については低下させないというか、こ れ、実際の所は実際に新市になってからということで、新市になった直後に実行されているかどうか、 そういう移行の期間、本当に行政サービスが低下しないでやっていけるかどうかというのは実際の所分 からない部分があるんですけれども、ただし、そういった部分はもう留意した上で要するに行政サービ スの低下はしないということは、やっぱりこれは言葉としての説明は当然入ってくるべきだと思います し、当然、事務方の方としてそういう方向で文書をまとめていくのではないかと私は思っております。

それとあと、まちづくり検討委員会の方の資料も見たのですけれども、基本計画の中には住民サービス低下の要するに言葉は残さないようにというような文言等が入っておりますので、基本的には全く何も知らないというか、では総合支所というのは何だという話になってきてしまう可能性というのがある訳なんです。全く知らない人の場合はね。そうしたならば、当然、そういった総合支所とはこういうものであるという、具体的にはこういう協定項目など場合によっては入れなくてはならないということもありますので、基本的には前回そして今回、今研究されています協定項目、この文章を一つがちっとしたもので出して、それを含めているいるとこういうような議論があったということを付け足すようなもので、当然住民サービス云々というような話にもなってきますけれども、当然これは三つ目の庁舎を建てる建てないですか、そういったものを入ってくるとは思うんですけれども、そういった部分で皆さん見解が一致しているのであれば、とりあえず私としては協定項目そのものを、今話し合っている2番目はそう余り大きな解釈付けずに、そういった文言も今もう入っているものとしてこれで決めていってはどうかなと思っております。

本当は、申し訳ないんですが、千葉伍郎委員の言うこの2番目の部分、もっともっと余計なこと書いておりましたので、ですからそういう部分で逆に千葉伍郎委員が言っているこの意味は、自分としては分かっているつもりです。ですけれども、協定項目はやっぱり伊藤さんがおっしゃったと思うんですけ

れども、最初にこういう項目があり、項目立てているプロセスから行くと、簡潔にまとめた上で、それについての説明というのがこれではっきりもしたというバックボーンがあった上で我々は提出しているということでよろしいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか伺います。

鈴木 守委員長 はい、今副委員長から、今のように検討したものをどのようなことで記録にとどめておくことにするのか。

濁沼事務局次長 当然、今までのそういう意見をいろいろ議論されております。特に、住民サービスの部分については、前回の4回目の小委員会に引き続いて今日もいろいろご議論ということで、協議会に小委員会の報告として委員長が提出をしますが、当然、その議論の過程の中ではこれだけの時間をかけて、やはり住民サービスの低下を招かないと、招くべきでないという議論になりますから、これは最終的な文書の表現の部分とは別に、やはり協議過程の中での皆さんがいろいろと議論された内容の部分と表現については、これは協議の経過はやっぱり報告して頂くものです。当然、委員長報告というものを書くべきだと思いますし、それからそれに類する例えば事務局の説明なんかもあるかも、これは当然それだけ時間をとって話し合われた内容ですから出てくると思います。

鈴木 守委員長 千葉委員、よろしいですか。

千葉伍郎委員 私、全然変わったこと言っていないですね。今、事務局がいみじくも言ったようなことを言っているだけですね。いいですか。私は最初から話はしました。そして、どうしても本文さ入れられないというのならば、審議過程の中で明確にして下さいと、ここまでお話ししている訳ですよ。いいですか。それでもなのかと、向かいに菅原さんが食いついてくるものだから、私はそれはダメだと。そんな言い方するんならダメだと。でないと、経過は意見としてあるんですから、これは、誰が何と言おうと。

鈴木 守委員長 千葉委員、余り......。

千葉伍郎委員 今大事なの、だからまとめ方ちょっとね、同じこと言っているんですからね、私、全然角度を変えていませんからね。さっきから何回もいろいろな人が言っていますがね、私はそこの所を言っている訳ですから、それはちゃんと事務局も今言ったような提出を踏まえて、明確に提案をする際に、その経過措置の中にもこれだけ時間かけて議論した経過は何だったのやということをやっぱり提案の際には言ってってもらわないと。俺、引っ込めたとか引っ込めないのなんていうようなあたりではないですからね。基本に係わることですから言って下さいと。ただ、たまたま全体20人の意見の一致を見ることにはいかなかっただけの話ですからね。ですから、私は逆でも何でもないですからね、今まで言っているとおりなんですよ。そこを確認して下さい。

鈴木 守委員長 そういうことで、本協議会に報告する事項につきましては、今日、渡されております資料の太字の部分ですね。要するに「新市の事務所の設置については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする」、これだけ本文にしまして、前に出てきましたサービスの機能等についてはよくよく私達も検討しまして、ここで文書にはしませんが、報告の中でするようにしますか。或いは当然審議経過の中では十分その中に入っていますね。当然入っていますから、そういうことで留めさせてもらうか、この辺はちょっとここでは私も何とも言えないところですが、そういうことでいかがですか、皆さん。(「はい」の声あり)

それでは、2番については以上で決定を見たいと思います。

次、いよいよ3番に入ります。(「1番は」の声あり)1番はもう終わっていますね。(「終わっているの。当分の間……」「当分の間だって」の声あり)「当分の間」は、これは前の経過から見ますと、2番、3番を検討しないと「当分の間」は入れるか入れないかというふうに私は聞いたんですよ。そういうことなので、最後にならないとこの「当分の間」は取るか挿入するかは、そうにするというふうに私は解釈、それでこれはよろしいですね。(「はい」の声あり)

それでは3番にまいります。

「将来、新たに建設が予想される新市の庁舎及び事務所の位置等については、住民の利便性や新市の財政状況等を考慮し、新市において検討するものとする」ということで、皆さんご意見が出ております。これも20人の委員、私は除きますが19人の委員から原案どおりということでございますが、一応、皆さんのご意見を伺ってそれから進めたいと思いますがよろしいですか。(「はい」の声あり)佐藤委員。

佐藤利郎委員 花山の佐藤です。

原案どおりと書いてある分については、とりあえず最初なしにして、意見は求めておいて、それで、これ書かないというのは大体これに賛成しているんですけれども、みんなの意見を聞いてまた若干変わる可能性もあるんですね。だから、これが前回もいろいろ審議あったんですが、指名されれば「原案どおり」と書いても何か言ってしまうんですよ、正直な話。だから、私は原案どおりと書いています。ただし、後で何かありませんかと聞かれた時にもしかすると言うかもしれません。そう思いませんか。でしょう。だからそれは省いて、最後に原案どおりと書いた人でも何かありませんかということになった場合に「はい、私にはあります」と言った方が進行状況早くなります。お願いします。

鈴木 守委員長 どうですか、今の意見、よろしいですか。いいですか。(「はい」の声あり)皆さん良ければそれでいいんですよ。

それでは、原案どおりという方には後でまたご意見頂くということで、白紙の意見を出された方にまずご意見を求めます。右の方から、それでは中嶋太一委員。

中嶋太一委員 若柳の中嶋です。

3番目かなと思って安心して.....、ちょっと思い出してまとめを.....(「すみません、変えさせてください、すみません」の声あり)

私の意見は、「将来における新市の事務所の位置については、新たに建設が予想される新市の本庁舎の位置とする」という。それから「建設の場所や規模については住民の利便性や交通事情その他の本地域の特性を考慮して住民を含めた審議会を設置し検討する」ということです。

まず、私なりのリサーチによりますと、新庁舎については市民、あえて栗原市民と言いますが、8万数千人のモチベーションを考えた時に、やはり一つ新市における城と言うと変ですけれども、一つの象徴的なものとして必要であろうと。それから、機能としてもやはり本庁であり、そして経費とその他いろいろな財政的なことを考えてもやはり将来的には必要なんだろうというふうに考えております。それで、あえてここにつきましては「新市の事務所の位置については新市の本庁舎の位置とする」と、新しく建てた方がいいよというのが私の意見であります。

それから、その場所、それから規模については、現在の10ヶ町村の住民による審議会をできるだけ 早い時期、原案では新市において検討でありますが、新市において検討よりも、もし出来るのであれば その辺を見据えて、先にそういった新たな審議会的な、名前とかはよく分からない、言い方分からない ですけれども、そういったものを先に設置して検討してはいかがかということであります。

鈴木 守委員長 先にということは、新市になる前ということですか。新市になったらするということですか。

中嶋太一委員 いえいえ、今お話ししたとおり、新市になる前に、新市になってからの審議会ですと、確か地域審議会というのは市長の付託するものについてのみの審議会ですので、また性格は違うと思うんです。新市において検討するとなると、新市においてこの委員会の意向というのは一体どうなのか、我々の考える今の所はどうなのかということになるので、できるだけ早い時期にスタートしてはいかがかということです。以上です。

鈴木 守委員長 ご意見をまず述べて頂きますからね。次、佐藤平義委員に替わり加藤委員、お願いします。

加藤雄八郎委員 若柳の加藤です。

私は、新市において検討するというのはまず反対です。今なぜ我々が合併をしようかというのは、新しい市になったら何かいいことある、希望があるということでの住民の人達に説得をするんだと。それが、ただ先送り、先送りでは、私は希望も何もない。ただ10ヶ町村が合併をしただけに過ぎないのではなかろうかという考えを持っています。

それから、市役所の位置というものは、今までの発想を超えて新しいものを新しい所で新しい形を作るのがいいのではなかろうかと私は思っています。この栗原というのは、登米郡と違いまして栗駒・若柳・築館3極、登米郡は迫町一つということでやっておりますけれども、ここの栗原は三つと考える時に、それをみんな取っ払って新しい土地を求め、新しい発展を望むのが本当ではなかろうかと思います。

それから、新庁舎の建設についてです。第一に原案なのは私最もだと思うんです。栗原地域合併協議会が合併後5年を目標に新庁舎の建設を図るとした理由が四つ載っているんです。一つ一つ言わなくたって皆さんご承知のとおり。これは最もな話なんですよ。10年たったら建てようという人はあるけれども、その頃交付税は減らされ、多分何でもいいやとやっていったら新しい市だと破産状態になる。そこから新市の市役所を考えようとするのは、私は無理なのではなかろうかと。

それから、今この中にあります。築館は他の官公庁があるんだと。しかし、今求められているのは新しい発想で情報社会だということなんだろうと。そういう時に古い殻に向かって合同庁舎がある、裁判所がある何かだじゃなくて、もう全市で全部そこへ行くようなやり方をしなければ、仙台市よりも大きな所に人口がたったの8万何ぼしかいない。そういう時にも全市で全部役所に行かなくたって決めるようなやり方をするためには、やっぱり新しい考えを持つべきであります。

それからもう一つ、私どもの議会で先ほど決議したから決まったという訳ではなくて、議会の議員の意向がそれに基づいて一緒になったということで、今、古い市庁舎を使えばいいんだという話になりますけれども、この辺に平成13年に栗原産業都市拠点整備推進協議会がくりこま高原駅周辺地区事業成立条件調査ということでやっています。このように、駅前の所に新しいまちづくりをするということが協議会でできている。そういう時に、あそこのくりこま高原駅だけではなくて、新しい市を作る、市庁舎を作ることによってもっと大きくなるのではなかろうかという考えを持っているんです。

若柳町としてはもっともっと意見もありますので、その辺も時間の関係上、こんな所で止めておきたいと思いますが、私どもとしては、くりこま高原駅周辺を十分勘案した場所として欲しいという要望があります。

鈴木 守委員長 次に、千葉伍郎委員。

千葉伍郎委員 私は別に、原案のが基本になっています。

今、若柳の加藤さんから言われましたが、私は、敢えて原案の方向で行くのだというのは、前もお話ししたかもしれませんが、特例債を当てにして庁舎を建てていく。今、財政担当者会議等々では、特例債の使用限度というのは200億ないしは250億だと言われています。仮に新庁舎が50億とも60億ともかかるということになりますと、総体の合併したためにできるさまざまな事業がそれだけ削られていくという状況からしますと、今、財政状況などについてまだ本格的な議論をしないままに庁舎を建てていくということの決定をすることは時期早々ではないのかなという危機感もあります。

したがって、今、ここには書きましたが、私としては原則的にはこの3番の原案が大体落ち着くところではないのかなというような考え方を持っています。

鈴木 守委員長 ありがとうございます。

次が山村喜久夫さん。

山村喜久夫委員 私は、この3番の文章については曖昧ではないかなと、で、元の原案は、「合併後5年を目標に新庁舎の建設を図る。建設場所については築館町周辺とする」という、ただ、5年以内とか築館町周辺とかという言葉に随分いろいろ議論があったんですが、私はこれ合併前に建てる、建てないの方向だけは示すべきではないかなと思います、どちらに向かったにしても。ただ、私の文章の中に入っていますが、栗っこ農協で今間借りをやっています。総務、生活、営農は連合会の間借り、それから金融、共済は旧築館農協の間借りという中で、行ったり来たり、階段上ったり下りたり大変不便な状態で用を足しています。やはり私はこういう形ではなくて、庁舎というのは市の顔でもありますし、立派に建てるとか建てないとかそういう問題ではなく、顔ではないかなと思いますので、新しい庁舎というのは必要ではないかなと私自身思っています。

また、あと場所等についても、栗原郡10ヶ町村の人の距離、位置というものをやはり十分考えるべきではないかなと私は思います。

鈴木 守委員長 ありがとうございます。

次に、石川委員。

石川憲昭委員 一迫の石川です。

私は、ここに書いてありますように、庁舎の位置については築館町周辺とありますけれども、築館町も含むというふうに解釈しております。それで、今度の庁舎につきましては、やっぱりこれは当然シンボル的な考え方が十分に私はあると思いますので、この辺については、財政機能、あるいは防災機能につきましても、広域で今度一番新しく建てるというような話も聞いていますので、そういった機能ができるだけ近くにあれば、それについてもクリアするのではないかなというふうに思います。

とにかく建てることについては一応早い時期にということを書いておりますけれども、早い時期というのはやっぱり5年間ぐらいの間にそういったものを作るのが望ましいというようなことがうちらの大方の意見が一致したところでございます。

鈴木 守委員長 ありがとうございます。

次、佐々木幸一さん。

佐々木幸一委員 瀬峰の佐々木です。

私は、大体千葉伍郎委員と意見が一致するのでございますけれども、果たして特例債を使って50億、60億のお金を使って新しい庁舎を建てて住民の幸せが得られるのかなと。それで、特例債を使って庁舎を建てるためには、きちんと計画に載せておかなくてはならないということをお聞きしておりますので、建てるとすれば改築、増築も新たに建設するという文言の中に入っているようでございますから、10年以内にそういうふうにやると。5年ということもありますけれども、5年では果たしてそれまでの環境整備、或いは合併しての住民の生活サービスががらっと変わってしまうような感じがしない訳でもありませんので、そのように考える訳でございます。以上です。

鈴木 守委員長 ありがとうございます。

次、大内委員。

大内 朗委員 鶯沢の大内です。

私も大体原案でいいなというふうには思います。ただし、今、仮に庁舎を建てるということは、やはり必要は感じております。それで、やっぱり今佐々木委員おっしゃったように、ある程度10年の目途、5年ではちょっとあれですけれども、10年後を目途にして仮に庁舎を建てるとなれば、特例債全額という訳にはいかないと思いますし、10年ということにしておけば財政計画にも入りますし、10年後に仮に建てるというふうに新市で決まったとすれば、やはり基金などの積み立てをしながら対応する必要があるのではないかというふうに思う訳です。

そういったことで、財政計画を立てる場合の、全然計画がなくて11年頃と延ばしてしまうと特例債も使えないということもありますので、やはり庁舎を建てる前提のもとにやるべきだろうというふうに考えた訳でございます。

そういう意味で、やはり建てるとなれば財政計画の中で特例債もあわせて、また10年間の中で財調等の積み立てをしながら新庁舎には対応すべきだろうということで、10年を目標にして新市において検討すべきだろうということでございます。

鈴木 守委員長 ありがとうございます。

次、飯田委員。

飯田 明副委員長 金成の飯田です。

これは非常に悩みました。というのは、私の見て頂くと分かるんですけれざも、非常に曖昧模糊です。というのは、もともとの頂いた3番目の文章の中に「予想される」となっている。これ「予想される」というのは、結局、建設ありきで考えるのか、或いはそういったものなしで考えるのか、そこの部分がちょっと曖昧模糊でしたので、正直申し上げますと、基本的にはやっぱりこれまでの議論を重ねて、皆さんの意見とかいろいろな事務局からの話を総合してみると、将来的には何らかの庁舎を建てる必要性はあるのかなとは思っています。ただ、安易にやっぱりそういうのを建てるべきではないと。それで、あと大局的に見てやっぱりシンボリックなもの。モチベーションという言葉ありますよね。それはあるということですから。例えば、築館の役場に勤められている皆さんの顔つき変わりましたよね。

そうすると、当然、住民意識の中でそういう庁舎を建てるとなると、やっぱり変わったという意識は

醸成されてくる。モチベーションということでは非常に重要なことだろうと。ただ、安易にやっぱりここの部分では、伊藤委員なんかよくおっしゃいますけれども、体制的な問題を見ていくと、当然、特例債なんかの場合には豪華な建物とかそういった装飾のついたものはやっぱり建てられないということではないかと思いますけれども、やはりここの部分は十分に注意して考えなければいけないと思います。ただし、財政的な空間は5年とあるんでけれども、やっぱり早い時期がいいのかなという、これはちょっと私は皆さんに聞いた上で、模索した上で決めた方がいいのかなと思います。

それで、もしも仮に庁舎を建てるというのであれば、例えばもうそれ何年になるか、場所をどうするかということを含めてですけれども、中嶋委員がおっしゃったように、何らかの形で、それとも民間の共同の形でそういった組織ですね、審議会と言っていますね、そういうふうなのを、私、市民の意見踏まえて検討した方がいいのではないかというふうなことで書いてございます。

もしも皆さんの意向で、やはり新市の事務所につきまして必要だというのであれば、私はもう大局的な物の見方で、東北の中心・栗原、栗原で空からも見たことで外から見ると、どこがやっぱりいいんだろうと。その部分で住民サービスは本当に満遍なく地域の格差を生まないようなコミュニティの発見というものも考えなくてはいけないんですけれども、そういった大局的な目で将来10年、20年、100年先を見据えた形でやっぱりこういった庁舎を建設することを考えなければならないのではないかということであります。

私は、今の段階で皆さんの意見いろいろ聞いた上で、後でこれからもっとまとめていきたいと思います。考えるのであれば、やっぱりその辺の建設基金なんていうのも私も一応考えておりますと、本当に当たり前ですが、その様な気がします。

鈴木 守委員長 次に、小岩委員。

小岩誠二委員 金成の小岩です。

私は、ここにあるとおりでまあいいと思うんですけれども、「新市になって検討する」という、この新しいスタッフで、新しい財政力をよく分かった人達と検討をするということが問題ではないかと。ここで幾ら議論したってそのことはまだ分からないんですから、その事実を分かった中できちんと議論した方がいいのではないかというようなこと。というのは、まず合併特例債の中でやって頂くということは、特に10年の期間ある訳ですから、そこで新しいスタッフがいろいろな財政を加味して、栗原郡に今必要なものは何かということが自然と見えてくると。今見えない段階でいろいろな議論するよりも、新しいスタッフで新しい市長のもとで新しい議員のもとで、その見えた段階で、ケース・バイ・ケースも出てくると、時には。これは完全ではないということですけれども、先ほど加藤さんも申しました先送りではなくて、新しいスタッフが要るということ。送ってやるのではない、新しい人達がやるという考え方にすれば先送りではないと。その辺のお考え方を切り換えていけば、これはそれでいいのかなというような感じはします。そういった意味で前向きに、50年、100年の栗原市全体のやっぱり如何とする。

くりこま高原駅は動く訳ではないんですから、あそこは行ったり来たりする訳ではないんですから、 どこかやっぱり基盤としたもの、皆で協議して、ここが一番いいなと。いわゆる白紙状態で物を考える と、このことがやっぱり必要ではないかなと。

ここにアスキーが来ると、ものすごい手を叩いて喜んだこともあるんですけれども、これもパーにな

ってしまったという事実もありますけれども、やっぱり将来に向かって何がいいのかということは、これは新しいスタッフでやって頂きたい。こういう考え方です。

鈴木 守委員長 次、千葉和恵委員。

千葉和恵委員 志波姫の千葉です。

私は、やはりせっかく10ヶ町村が合併するので庁舎を建設する方向で決めておきまして、それに向けてある程度の財政積み立てというものが必要ではないかと思うんです。で、私は東京のあきる野市に毎年お邪魔している訳ですけれども、あきる野市も新庁舎を建設して4年か5年になる、毎年行っているんですけれども、どのような方法かというと、やっぱり積み立てておきまして、ある程度の土地も最初に取得していたというので、畑の中なんですけれども、それなりの交通の便、全てバスが庁舎前に入ってくるというような状態で大変素晴らしい。周りは畑なんですけれども、それなりに素晴らしい庁舎だなということを前に感じているものですから、やっぱり建設5年なり10年なりの方向付けをして建設するという方向に向けていったらなと思いました。

鈴木 守委員長 次、菅原委員。

菅原 佑委員 志波姫の菅原です。

原案ですと「住民の利便性や新市の財政状況を考慮して」とありますが、「住民の利便性」の所まで は原案どおりで私は結構だと思うんです。

次に、「新市の財政状況等を考慮する」ということでございますのですが、これを考慮した場合、本来であれば1ヶ所の本庁舎方式が最高の財政的なメリットが生じてくる訳であります。やむを得ず分庁舎方式なり総合支所方式に入る訳ですが、これはどんどん財政を逼迫するものであります。今まで合併しなかったのとほとんど変わらない方向で行く訳ですので、その中で財政特例法が10年間だと、そういうようなことを考慮するのであれば、やはり余り出費を引っ張らないで、より合併のメリットを出すためには新庁舎を早目に建築をする方向で皆さんの合意を得るべきだと。

さらに、新市において位置等を検討した方がいいのではないかということでありますけれども、私は、位置というものは大変重要なポイントを占めておりまして、昨日あたりの河北ですか、いろいろ位置によって合併協議会が決裂したり分離したりする状況があるものですから、合併してからあそこだここだと言うよりも、やはりここにお揃いの10ヶ町村の中で、はっきりここだよというまでには至りませんけれども、建てる、大体この辺だよという大筋、アバウトの概念だけはここで取るべきだろうと。

そうでないととにかく、それからその財政面ですが、合併特例債が何か建設の取り残し債まで使えるようなニュアンスに受け取っておるんですけれども、それは果たして本当に建設、自分の町の取り残した分の社会資本なりそういうものに使えるものかどうか。私どもとしましては、やはり新規に合併したことによって必要なものへの財政投入と、そういうふうに考えるものでありますので、余り言いたくはないんですが、アメとムチによっての合併というような感じを持っているものですから、やはり効果を出すためにはとにかくより良い方向をこの参加している10ヶ町村のみんなで考え出すべきだろうと、こういうふうに先送りはしないという方向であります。

鈴木 守委員長 以上でご意見、出して頂くのは終わったのですが、原案どおりと書いた方、ご意見をお願いしたいと思います。中鉢委員。

中鉢泰一委員 花山の中鉢ですが、私は、千葉伍郎さんの意見と同じでございます。それで原案の

とおりとした訳でございます。

一番心配されるのは、やはり住民のサービスなんでございます。そこで、今ここで特例債を使用して新庁舎を作った場合、いろいろな建設計画はあるだろうと思いますけれども、大変住民のサービスに対して困ってくるのではないかと、このような感じを受ける訳でございます。そういう観点から、やはりおいおいには、将来的にはこれはやっぱり新庁舎は作らなくてはならないのかなと、このように感じる訳でございますけれども、これはやはり新市になってから計画的に、さっき伍郎さんが言いましたけれども、真剣に調査審議会などを作って、真剣になってこれを検討するべきではないかなと、このように考えております。

鈴木 守委員長 ありがとうございます。

次、太齋委員。

太齋俊夫委員高清水の太齋です。

私は、2番で協議いたしました中で、一部分庁舎方式を含む総合支所方式で行く方式を案にすると思いますが、栗原10ヶ町村を合併しましても、過疎ですね、そしてまた10年後には7万人という推定されます。こうした物事の推移を考えてみますと、果たして新庁舎を即建てることがいいのかどうだか大変疑問に思います。恐らく場所を決めて建設する方向で進むとすれば、新しい設置の場所、そしてまた財源、その他諸々の問題で大変大きな問題になってくると思います。

私は、そうした中で、新市に建てる、市庁舎を建てるということでありますと、市庁舎だけでなくして都市計画法が施行されまして、それなりの対応をしなければならないと思います。そうしますと、それでも大変な大枚のお金がかかることを私は予想します。そうしますと、栗原10ヶ町村合併いたしましても8万5,000、そしてまた10年後には7万人となると推計されますと、恐らく10ヶ町村の役場が基本となりまして、合併の議論の中でそういう話を考えていく必要があると思います。

そうしますと、早急な新市の建設は私はどうなるかなということで大変疑問に思っています。やっぱり慎重に取り組みながら新市の庁舎の建設基金等々組み入れながら、よく考慮しながら、余り慌てないで検討すべきの方向がいいのではないかなと、このように思います。以上です。

鈴木 守委員長 次、白鳥委員、ありますか。白鳥委員。

白鳥英敏委員 おばんでございます。築館の白鳥です。

私は原案どおりということで、この文章の中で「今後予想される」というのが「必要とされる」という意味があればいいのかなとは思ったりもしたのですが、軽い気持ちで原案どおりとした訳ではなくて、私は日頃、私の友達というか仲間と「地方分権」というのを「地域主権」ということで、何とか地域のカラーを出していこうよというような、何かいいアイデアないか、何かいいこと、ちょっと違う何かがないかなというようなもの、いろいろ考えていたものですから、今いろいろお話ししている中で、いずれ庁舎というのは、増築しようが改築だろうが新築だろうが、どこの役場でも必ずそれは考えられることだと思う、私は、将来的には。

それで、先ほど来、話の中にも出ていますように、10ヶ町村が一緒になったというような意識を高めたりとか、モチベーションという話もありましたけれども、そういったのを醸成していくためには、やっぱりある程度早いうちに建てるべきとは私もこういうふうには思うんですが、ただ、先ほどですか、副委員長の方が話したように、じゃあ建てると決めたらどこに建ててもいいという訳ではないんで

すけれども、これから考えられるいろいろな情報化といいますか、そういったものを取り入れていくとなると、どういった規模のものが、この後10年後ないし20年後にはどういった姿が一番ベストなのかなというのを考えていく必要があると思うんです。

例えば、公共の施設で言うと、これちょっと語弊あるかもしれませんけれども、例えば公民館とか図書館とかいろいろあるので、そういったものも今までにない仕方というのが出てくると思いますし、そういったもの踏まえてどういった姿が一番いいのか、そして私、1人の住民として、これは意見にもありますけれども、役所がすぐ傍にあればいいというような、そういう役所のある所が発展していくというのは、これからはなかなか難しいのではないかなと思うんですよ。やっぱり自分の色を出していって、そういう役所があるからとか、何があるからここに店を構えたという人がそういったスタイルでこれからの21世紀を乗り切っていくというような考え方では基本的にはうまくいかないと思っている方なので、ですから、確かにそういう場合もいい時もあるかもしれませんけれども、そういったことで、この中では了承される、必要とされるという方がいいのかなといったような印象。

鈴木 守委員長 分かりました。

それでは、今から賛成の方々に一つお聞きしますが、今日、せっかく参りまして、順次発言させていったんだけれども(「はい、議長」の声あり)ちょっと、順番にお願いしますから。(「いや、順番す」の声あり)いいの、いいの......(「議長」の声あり)津藤委員。

津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

事務局から、こういうこの対案についてというような形で、原案のとおりということで、私、この文 言については原案のとおりというような形で提出させて頂きました。

鈴木 守委員長 協議会に出した文言ではございませんので、そこに書いてあるものでね。 **津藤國男委員** それはいいです。

それで、この原案のとおりというような形で、これ、今聞かせて頂きますと、この対案を示せというから私この原案のとおりという形で出したのであって、この対案、今聞いたのは、意見は対案を、意見を言って下さいというのはそういうふうに聞こえたから、委員長がそれを1人ずつ聞いたんだと思うんですが、それを聞いていると、ほぼ原案のとおりまとまっているような感じがするんです、新市において検討するという形。そして、私、その次の意見の方に意見を述べておりますから、その辺聞いて、読んでみたいと思います。

私は、今の形で、今の状況の中で、総合支所方式で行くというような形になると、一体職員はどのぐらいの人数が必要になるのかというようなことが全然示されていない。で、その中で、この時点で小委員会は建設まですべきかどうかという問題が提起されております。しかし、その中身が分からないで建設ありきとか、なしとかあるとかという話にはならないと私は思うんです。新市において検討するというようなことであるから私は原案のとおりというようなことでオーケーをしたのですが、やはり新市の中で機構改革をされて、それなりの機構がありますよね。その機構を本来であればここに示して頂ければいいんですが、それが恐らく案としては持っているんでしょうけれども、それが示されないで建設ありきという、私は話ではないのではないかなという、そういう考えでおります。

そこで、意見として、新市の中で特例債を使うとか、或いは特例債にしてもそうなんですが、将来構 想の中で、では果たして千葉伍郎委員が言った特例債をどれだけ新市で使えるのか、或いはどれだけの ウエートを示して庁舎につぎ込めるのかというようなことは、今のこの小委員会で私は分からないと思うんです。それを敢えて建設ありきという、そこまで踏み込むのであれば、ちょっとそこまで示して頂かないと私はちょっと分からないなという感じがしますので、それで原案どおりということでしましたので。以上です。

鈴木 守委員長 分かりました。

それでは、次に高橋伸幸委員、発言お願いします。先です。あなたのお考えを述べて頂きます。 全員から頂きますから。

高橋伸幸委員 私は原案どおりということで提出はしているんですが、市役所を建てる問題というのは結構深いのではないかなと思っています。先ほど白鳥委員がおっしゃったように、市役所ができたからそこに町ができるというような時代にこれからなり得るかといったらそうではないんですね。逆に、例えば、くりこま高原駅の近くに役所を新しく建てたとしますね。町は今までの時代背景からすると大きくなっていくような気はするんですが、でも、実際例えば私たち勤め人からしますと、駅に普段行かないのに、駅の近くに建てられてもこれはかなり不便なんですね。だったら、例えば私の勤めている隣に役場が、役所が来て頂くのが一番利便性がある。

ですから、そういう考えからすると、ちょっとうまく言えないんですけれども、発想を少し変えなければいけないような時代になっているのではないのかなとは思うんですね。だからよくよく新市に移行してからなり、今からなり、これからの10年後、20年後というのは、今、時代の、時の流れというのは早いですから、どういうふうな展開になってくるか分からないですけれども、慎重にある意味検討すべきだとは思います。

鈴木 守委員長 ありがとうございました。

次は、武田委員、お願いします。

武田正道委員 私も一応原案どおりということで書きましたけれども、庁舎の設置方法については 個人的には本庁方式はずっと考えています。

それから、郡内の現在の現状では、既存の庁舎をもってそれに充てようとした場合には該当する場所があって、新たに建設または増設する以外に方法はないのではないかと思います。しかしながら、多額の費用を必要とする新庁舎の建設には、建設すべきという声とともに慎重であるべきといった両方の声が住民の方々からも聞こえています。

それで、新庁舎の建設については、結論を出すには財政または行政の効率化等々余りにも検討すべき 課題が多く、時間的制約などを考慮した場合は、当委員会で無理に結論を出す表現を避けて、新市誕生 後、市民を加えた新庁舎検討委員会等を速やかに設置して、建設の是非も含めて検討するといった方法 を提案した方が、結果的にはより民意を反映した結論が出せるのではないかと考えます。

以上の理由で、原案の文章でよろしいかと思います。ただし、本日、協議の結果によっては文章表現 には多少の変更があっても構わないということです。以上です。

鈴木 守委員長 次、それでは鶯沢の伊藤さん。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

私も原案どおりということで、基本的に。先ほど瀬峰の津藤さんが言われたとおり、現時点では判断 しかねると、庁舎を建てるべきかどうかというのは。一つは財政問題。合併特例債は確かにありますけ れども、引き継ぐ事業がある訳ですからね。それに一体幾ら使うのかと。あと合併特例債といっても、これは借りるんですから、償還計画はどうするのかと。その辺をはっきりしなければ今ここでは結論出せない。それがはっきりした時点で、これは新市にならなくてもいいと思います。はっきりした時点で検討委員会等を組織するのがいいと思います。以上です。

鈴木 守委員長 それでは、佐藤委員、花山の。

佐藤利郎委員 花山の佐藤でございます。

さっき原案どおりということで意見を述べなくてもいいのかなというふうに考えましたが、全部聞きますと、やはり私も意見はあるんです。

実際は、この原案どおりでいいんですけれども、皆さんの意見を聞きますと、特例債の250億、それの大方結構使っているはずなんですよ。使わなければならない部分があると思うんです。私は議員でないから余り分からないんですけれども、ただ、市庁舎については、本庁舎について私も必要だと思います。ただ、思いますけれども、前からずっと私、話していますけれども、庁舎を建てるに当たって10年後、20年後の人口、職員数の減、それに対して先ほど誰かが言いましたけれども、本庁舎で何をするべきか、何人ぐらい欲しいのかということをはっきりさせながら、そして総合支所という形を前から私、話しております。

そういう観点から、庁舎はぼんと大きくなくてもいいから建てるべきだとは思います。ただし、先ほど場所等について、ここと限定しますとやはりある所は相当高いはずなんですよ、値段的に。それを町が持っている土地をはい、あげますよという形で市にくれるのならいいですけれども、そうではなくて金額の200、250億なんかを払うとなれば、相当大変な金額だと思います、いい場所になれば。それも含めながら10ヶ町村、栗駒であれ、花山であれ、一迫であれ、高清水であれ、瀬峰であれ、その一番利便性のある中心的な所が私はいいと思います、もし作るのであれば。

そういう観点から、場所は慎重に考えなければならないと思いますけれども、新市に移行してからというと、花山はやはり議員とか、そんな関係でなかなか意見を述べる場所が無くなるような気はするんです。だから「新市になってから」という文言がほとんどですので、そっちにならないうちに決めたいと思うんですけれども、ちょっと慎重になっております。以上です。

鈴木 守委員長 ほとんどの方、意見ある方も、それからそれでも原案賛成するというけれども、 庁舎は建てなくてはならないのであっても今すぐには難しいみたいなので、慎重に新市になって、審 議会か何かでやっていくのが当たり前なのではないかと、必要ではないかというような話なんです が、ただ、ここで若柳のお二方が、要するに合併前に本庁舎を建設する方向ということを言われてい ますので、若柳の委員から先に代表して、加藤委員から。

加藤雄八郎委員 私、合併は最大のリストラだと思っています。職員から、まず議員、我々議員も減らされますし、首長もであります。それで、職員についてはそうでなければ改革にならないし、財政改革にならないし、ただ、今までのサービスを維持する、良くしますよというだけではなり得ない。まず原案に、一番最初にこう書いてあったはずです。今のどの庁舎を、既存の庁舎を見ても、一つとして収まる所がないんだと。だから新しい市役所を求めるんだと。もう一つは、新しい市役所を建てるのには本庁方式をすることによって人員を効果的・効率的にするんだと。そのためには一つにしなければならないんだという前提があるはずです。先ほどのように、総合支所方式で今までのよう

な役場庁舎の機能をそのまま維持していくならば何も合併することはない。職員もそのとおり、サービスもそのとおり。しかしながら、それに対応出来ないから合併をしなくてはならない。そのためには先ほどから言う「一つとして本庁方式を採らなければならない」ということなんです。財政とか何とか考えるのはお役人のやり方ですよ。問題は、我々は新しい芽をどう持っていくかということなんだろうと思うんです。我々が財政考えて5年、10年後にどうしましょうといったって分かるはずないじゃないですか。私、議員何年やっているんだ、20年以上やっていますけれども、財政なんて分かりません、正直。役場の職員だけ知る。役場の職員だって、言わせると、財政課長というと「交付税の関係なんて分かりません」と言う。しかし、その中でもさっきから言う本庁方式をとる以外はないんだと私は思うんです。それを延ばし延ばしやっていったら同じことを繰り返すんだろうと私は思います。私の意見です。

鈴木 守委員長 中嶋さん。

中嶋太一委員中嶋です。

今、委員長のお話の前言の中で、若柳のお二方だけがというお話がありましたが、発言を取り消して 頂きたい。そういうふうなニュアンスではなかったはずであります。まず、ただ今の話ですとそういう ことで、そういった話ではなかったはずです。というのは、方向性を見出すべきだとか、エリア設定を すべきだとか、そういったニュアンスの話は複数の方がなさっておりまして、それはきちんと把握をし て頂きたい。そうでないと、一つの方向に流されていくというようになっていきます。

例えば、私のこの文章につきましても、新しいもの造った方がいい、作ってこうだということを究極的にお話ししておりますが、あくまでこの原案に対しての提案ということでしたので、「新たに予想される」という、「予想される」が、どうも私はちょっと意味が不明でしたので、「新たに建設が予想される本庁舎の位置とする」という明言をしたのであります。「庁舎及び事務所の位置云々」ではなくて「新市の本庁舎の位置」、これは建設が予想、造るんだという、新しく造ることの他にも増築・新築・改築を含みますよということにも含みますし、そういったこと等も一応考えたつもりでありますし、それから「新市において」というのは、いや、なるべく早い方がいいのではないかなという考えでしたので、先ほどの鶯沢の伊藤さんもちょっと最後の方でおっしゃいましたが、もし状況さえ可能であれば、できるだけ早目に取りかかってはいかがかというニュアンスだったつもりであります。

鈴木 守委員長 それでは、私、失言があったようですので取り消しいたします。

伊藤竹志委員 そうすると私も、ちょっと誤解されているみたいなので。

鈴木 守委員長 伊藤委員、どうぞ。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

財政問題だけということ、私も言ったのかなという感じがして思ったんですけれども、私は庁舎建てることないとは言わないので、ただ、今判断できる状況、条件がないということですので、それで、今、中嶋さんからもフォローあったように、条件があるのであれば新市になる前でも委員会を作ってやるべきだとは思っているんですが、ただ、加藤委員の方から財政問題がどうだこうだというの、今、財政問題考えざるを得ない状況がやっぱり郡内にあるということも皆さん認識しなければいけないかなということも付け加えたいと思います。

鈴木 守委員長 どうぞ。加藤委員。

加藤雄八郎委員 すみませんです。

いや、その財政状況分からないというのであるならば、やっぱり事務局に請求して出してもらってここで議論すべきなんですよ。分からないから先送りではなくて、分からなかったら事務局このぐらいいるんですから、当然いろいろな資料を出させることが1から始まるのではないですか。私はそう思ってやっておりますので誤解のないように。何も批判している訳ではないんです。

伊藤竹志委員 いやいや、そうではないんですよ。というか出ないというお話だったんですね。 鈴木 守委員長 千葉委員。一番千葉委員の意見に賛成の様ですが.....。

千葉伍郎委員 今、加藤さんが言った財政というのは、この問題が始まる前段に出せるのか出せないのかという中長期的な問題を提起したんです。今の時点では出せないというのが会議の始まりなんです。

それから、私、非常に中央政府の約束事が反故にされて大変心配をしている1人です。各町村、ご案内のとおり、500万で合併準備金、これは100%国から来ますということで各町村予算化をして、7月の出発に間に合うよう予算措置をした訳ですね。これはもう規模の大小に係わらず来た訳です。規模の大きい所は500万、何とかかんとかやり繰りをするでしょうが、この平成15年度中には出来ないとはっきりした訳ですね、これ、総務省の文書通達によって。こういうことが、非常にこれから財政問題を抱えていく際に、先ほど来言っているように、財政が問題があるから合併をするんだというのが主たる目標にかかって今ぎりぎりかけられている訳ですね。そういう時に、政府自らが約束して予算措置をさせたやつさえも反故にするという財政状況がある訳ですから、私は人のせいにしたってダメだと思う。やっぱり納得ずくめの財政確立をちゃんとして、そして建てるものは建てるという議論はしなくてはならないだろうと。今の段階ではそういう具体的なデータが見えない中で、先ほど来言っているように、500億あるから500億借金すればいいんだべという話をしている方もいる訳ですけれども、そんなに簡単には、私達の町は特にそういう所をくぐってきただけに、同じ轍を踏んではならないということで、財政問題については私は必要以上に固持している訳です。

したがって、これから議論の仕方としては、私は行き着く所は合併の効果を最大限上げるのには本庁 方式をいずれ採らなくてはならない時期が来ると思うんです。しかし、それが今なのかいつなのかとい うことは、これから財政状況も含めて議論した上での結論として求められていく問題ではないのかなと いうふうに思いますので、是非一つその辺は慎重にご議論して頂きたい。

鈴木 守委員長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 私、思い違いかもしれませんけれども、合併するには基本計画を立てるんだと。 基本計画を立てるには財政を分からなくてはできない訳ですね。その基本計画を出そうという時に、 裏方が分かりません、資料は出せませんというのなら、合併も何も資料がなさ過ぎて行きようがない ではないですか。やっぱり栗原市になったら全部の財政がこのようになって、大体はこのように、例 えば幼稚園が2年保育にする、そうしたらこれぐらいの金はかかりますよ、いろいろなデータを出し てもらって審議しなくてはならないのに、そのデータも出ないうちに役場の庁舎建てるから出ないだ ろう、何しないだろうと言ったら何にも審議できないと私は思うんですよ。だから、やっぱり裏方が 出さなくちゃ。私、共産党ではないんですよ。やっぱり出してもらわなくては審議できないと私は思 うんですけれども。 委員長には、まあ時間でしょうから、ああ、まだか。よくよく話し合って、出してもらうのは、委員が欲しいと言ったら全部出してもらう。分かりませんなら分かりませんと文書で出してもらわないと、 私どもが議会に行って何とも答えようがないではありませんかと私は委員長にお願いをいたします。

鈴木 守委員長 財政計画は始めから、何回も出ているんですが、そこまでの物が出せないようです。

それでは、これより10分間休憩します。9時10分までね。

午後9時00分 休憩午後9時10分 再開

鈴木 守委員長 それでは再開いたします。

先ほどの財政計画でありますけれども、何回も今まで委員会の中で財政計画の話になった訳ですが、 大ざっぱなところで事務局、財政計画の考え方、ちょっと答弁願います。

鈴木事務局長 ただ今の財政計画のお話がありました。必要ならば求めるべきだろうというご意見もありました。

基本的には、現在の新市建設計画というものをまちづくり検討委員会の皆様方のご意見を聞きながら、第5章まで協議会に提案しております。その新市建設計画の中に財政計画というのも盛り込むこととしております。その基本となるのは、各町村の色々な事業計画とか、それから新市で行うべき事業はとか、そういった必要な事業等々の重要さ、それから、例えばこういう言い方をしては不適切かもしれませんけれども、しからば新市の議員はどれぐらいかとか、そういったものも含めた中で、ある程度の財政規模、財政計画というものが練られておる訳でございまして、現時点でその事業量なり、そういったものが決まっていない段階で、現時点で財政計画というのはまだまだ難しいと。確かにこれはできないということでございます。

鈴木 守委員長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 視点を変えてお聞きします。

その諸々のものであるから、全部その調整しなければならないから財政計画できないということでしたが、視点を変えて言えば、ここの協議第8号に「合併後5年目途に新庁舎建設を図るとした」ということの中で、行財政運営の効率化ということを考えながらやるんだ、やれるんだというふうに踏んだ訳でしょう。つまり5年を目途に新庁舎を建設しても財政的に問題はないと、ではありませんか。

鈴木事務局長 いわゆる提案の部分については、「財政計画を念頭に」という部分は、はっきり言えばこの時点ではありません。ここの提案理由、当時の提案理由の中でお示ししているとおり、いわゆる行政組織を複数庁舎にどういうふうに広げるかについてのことは、行政運営上非効率的であるうと。そういったことから、こういう理由の中から将来的には本庁方式を採るべきだろうと、それが先ほど委員がお話ししたとおり、いわゆるそれが人件費の削減に繋がっていくだろうと。その目標がやはりある程度早い時期に設定すべきだろうという部会、幹事会の意見集約のもとにこういう提案、当時はしたところでございます。

鈴木 守委員長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 どうもお役人と、私も議員やって長いんですけれども、お役人に話すと皆立派なご答弁で内容がない。私、部会で上がったって、今ここでだって、新庁舎を建設することは合併後5年目途にしても大丈夫だからこういう原案出したのではないですか。それとも大丈夫ではないけれども後で調整するから出したのですか。(「いいですか」の声あり)

濁沼事務局次長 これはですね、合併後5年を目標にという部分です。この具体的に5年じゃないとダメかと、これは目標という部分で、5年を目標にして、もしダメな時は5年でも10年でも大丈夫です。ただ、その時の財源の話です。例えば、この内容で5年を目標に建設期間ということが通った場合には、部会の中では合併特例債、先ほどから千葉委員が合併協議会やいろいろ話を出していましたけれども、その中に、一番先に、庁舎建設がこれですべきとなった場合には、200億、250億の特例債の中からその対象事業として一番先に持ってくるんです。そして、例えば庁舎に70億、80億かかった場合、例えば250億とした場合に、差し引いた170億、180億をもって基盤整備なんかをするということです。ただ、これは先ほど皆さんから出ている部分で一番大事なのは、一番先に庁舎の建設の必要性はお互いにあると、必要だろうと。ただ、それを事業の優先順位からして一番先に庁舎建設を持ってきて、そして地域のいろいろな事業整備をその後に持ってくるべきだという、その事業選択の仕方の部分の議論です。ですから、当然、この時の財源の裏付けは何だという話は、特例債を対象にして庁舎を建てるというのが基本です。

鈴木 守委員長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 まあ余り長くならないように・・・・・。

で、私、先ほど言った最大のリストラの合併、その最大の目的は職員数を減らす、議員減らすのではなくて、議員も減らしますけれどもね、職員数を減らすということなんですよね。そうしたら、職員数を今から年次計画を立ててやっていった時に、どのぐらいの減らした人件費になってやれるんです。

濁沼事務局次長 これは、前に皆様方に今年6月にお渡しした、栗原地域の合併将来構想の中に、ページから言うと3章の3の18、19、この辺を見て頂くと、その中で、将来的に類似規模の市と比較しますと、最終的に職員数は300前後ですね。これはいろいろな自治体と比較すると、多いですよと。これをどういう削減するかといいますと、今、基本的な考え方は、退職者の補充関係を、例えば退職者の2分の1採用とすると、約10年ぐらいかかって削減できます。その時に、どれぐらいの経費がなくなると、そこをご覧になって頂いたらいいかと思いますが、18億強ですね、これぐらいの金額になりますという…、ただ、これも状況によっては金額的には変わってくると思うんですが、大ざっぱに…ご説明致しました。

加藤雄八郎委員 分かりました。失礼しました。

私も今度議事録、後ろもよく読んでこなかったもので失礼しました。ただ、今18億減らされる、減らせるんだと。そうですね。そうした場合、70億、60億、使い方によっても違うんだろうと、そういう時のことも考えられるのではなかろうかと思います。また今度もう一度勉強して質問したいと思います。

鈴木 守委員長 皆さんにお諮りしますが、第3の項目の中にも、新庁舎要らないとかっていっこ言ってない訳ですね。それで新庁舎建てられるかどうか分からないですけれども、10年は10年と決まっているようなので、これも先ほど加藤委員から言われたこともありましたが、そういうのを踏

まえまして、このような案にした訳ですので、大分検討したんですよね、これはこれでね。そういうことですので、どうでしょうね、10年後か5年後かというような、先ほど意見の中にあったんですが、そういうものを取り除いてもこの文章の中で相当に包含されているのではないかというふうに思うんですが、この文章でもしこの辺を直したらもっと良くなるのではないかというようなことがございましたならば、皆さんのご意見をお伺いしたいと思うんですがいかがですか。

いかがですか。菅原委員。

菅原 佑委員 志波姫の菅原 佑です。

この原案どおりでやって、先ほど私が申し上げましたとおり、合併した、いわゆる財政の改善策とか、合併の意味が全然出てこない訳なんですよ。ですから、皆さんが根本的に持っている将来的には本庁舎が必要だよということは殆どの方同じなんですから、これはやはり合併する前にコンセンサスは絶対作るべきです。そして、何回も申すようですが、その際、場所の問題によって色々な合併協議会が決裂したり何かしているものですから、それが逆にそのまま新市になってからということで先送りしたのでは大変な結果になるものですから、ここである程度のエリアなり合意ですね、そういうのを是非得ておくべきだろうと私は思う訳でございます。そうでないと何のために合併するのかと。加藤副議長おっしゃるように合併のメリットが出ないんですよ。ただ、どこかへ集中した場合、その距離の関係とか色々なことで皆さんそれぞれの悩み持っていると思うんですけれども、それをやはり乗り越えなければ合併にゴーサイン出せないはずですので、そこをやはりこの委員会である程度切り開いていかなければ私はダメだと思いますので、この先送り、先送りですね、新市の財政状況を考慮して新市において検討すると。ただ単なる何のための本会議かということにならざるを得ないと思いますので、ここはやはり皆さんが胸襟を開いて、将来の栗原市なら栗原市のために50年先なりあるいは100年先を見ながら責任を持って話し合うべきだと私は思っています。(「賛成です。」の声あり)

鈴木 守委員長 もっと他にご意見があれば頂きます。

委員長も言いたいこともあるのでしょうが、あれば余り言うのも...。

で、あればどうでしょうか、むしろ新市の庁舎の位置について、合併がご破算になっている所がいっぱいあるようですよね。中心は昔のように、ここでどこどこ市周辺がいいとか、その周辺がいいみたいな所がいいというふうに出され、それがダメになった時に解散なんてことになったんですからね。またそこに戻ってやってはちょっと……、もう1回しないと難しいのでは…。(「若柳」の声あり)はい。加藤雄八郎委員 何回やっても難しいというのだったら、先送りしたらいいのかといったらそういうことはなくて、真剣に考えるからこうやって夜でもやって来ているし、発言していると思うんです。私、1回だけですけれども……。やっぱり真剣に考えれば何も一つでしょう。栗原市になって、新しい方向付けで、いい市づくりをしたいというので来ている訳ですよ。何も合併反対で来ている訳ではないんです。私ね、そう考えた時に菅原委員さんの、方向付けもしてもらわないと、自分の町に行って住民に言って「こういう形でこういう栗原市になるんですよ」と言うのが出せないで、「あれは何だか分かりませんけれども新しい市で皆さんやりますよ」と言ったら、町民の方「何だこの」と、私そう思いますよ。「何決めてきたんだ」と。栗原市の将来も何も見えないでやってくるかというのでなるのではなかろうかと。

ですから、菅原委員のように、新市において検討するというようなことではなくて、時間かけたって

何したって、夜中までやったって本当に議論し尽くして、それこそ「一つだ」というぐらいのものを出 して欲しいなと思います。

鈴木 守委員長 武田委員。

武田正道委員 3番の文言が出てくる前に、1番、2番の所で議論がありました。庁舎の設置方式について、今おっしゃったように、本庁方式でなくては行政改革にもあれにも反するという議論もありましたが、皆さんのご議論の結果、この文言ですか、今日決まった文言、これでも十分できるという審議の経過を受けています。

それから、例えば財政面で事務局、事務局といっても決めているのは事務局ではなくて事務局はその中間だと思いますけれども、事務局は執行部ではないから。対案をということであれば、やはり対案を出される方も同じような資料なり数字を出して頂かないと、我々も片方だけの数字で判断する訳にもいきませんので、そういうのをいわゆる時間的に考えた場合に、実際の合併協議会本会議のスケジュールとも合わせると、小委員会でそこまで細かく審議するのはちょっと時間的に、物理的に厳しいのではないかと。それをはしょってあった場合、今度は逆に間違った結論を出してしまう場合も、危険性もあると考えられますので、私は、さっき伊藤委員もおっしゃいましたが、もし合併前からそういう審議会が作れる方法というのですか、それが許されるのであれば合併前からもちろん組織して、こういうのを作られても結構だろうし、それが法的とか色々な面で、まあ、まだ合併決めないのに作るのも難しいかもしれませんね。私としてはそれは難しいだろうなということで、合併後に即座にそういう住民も含めた、市民の皆さんも含めた検討委員会を作って検討された方がいいのではないかという意見です。

鈴木 守委員長 今まで出たのは原案でよろしいのではないかという……。ただ、審議会とか何か作っても、合併前に、今ここで審議会作りますよと、先ほど花山さんが、先ほどの経過をもってお話ししますが、審議会は委員がやるのではございませんので、一般町民が出てまいりますので、どこの町には1人も出ないなんていうことはあり得ないと私は思っています。

加藤雄八郎委員 栗原市になっているんです、一つになっているので、一人も出るも何もないと思うんですけれども、委員長。

鈴木 守委員長 旧町村は均等に...。

加藤雄八郎委員 いやいや、そんな一緒になったらこんなことを考える人は、いないと思うけど、 やっぱりそれぞれの優秀な人材を集めてどこでもやっていると思うんです。

鈴木 守委員長 それは栗原市になる場合、なった場合、やっぱりその辺は考えるのではないですかね。はい佐藤さん。

佐藤利郎委員 花山の佐藤です。

私もなかなか色々な意見を聞くと、なるほどなとすぐなりそうな気がするんですよ。確かに皆さんいい意見だなと、1人1人思うんですよね。ただ、その間、花山って地元の方を見る訳ではないんですけれども、やっぱり私、花山というのを牛飼いもやっていますので色々思うんですが、宮城県の総合家畜市場ですね、あれ余り関係ないと言われるかもしれませんけれども、あれも前の日まで築館方面というかこっちの方に決まってたんですけれども、それが一晩で向こうさ行ったという経緯ありましたよね。皆さん、ちょっと分からないかな、牛飼っていなければね。そういうあれがあったんですけれども、あれだって場所的に一等地をあのくらいの値段で買って、そしてあの建物建てて、今から公害だ何だって

水の制限されていますよ。水使わないで下さいあまり、処理するの大変ですからというふうな形で、一番危険性があるのがそういう政治絡み、いろいろな絡みで作ったために、私はすごく損していると思うんです。結局あれだって全部税金ですから。田んぼに建てて、あの建物、将来今度公害関係。それを例えば築館じゃなくてもいいから山の方で、高速から下りてすぐ利便性のいい所ということであればどこでも、仙台の方でもいいですよ。そういう形というのがこの新市の市庁舎を建てる場合にも同じような考えを持って欲しいんですよ、そうならない様にという意味で。

ということは、花山、千何ぼですけれども、花山から来るのに便利に建てるとすればですよ、私は建てた方いいと思いますけれども、花山からも便利いい、どこからも便利いいと、ある程度10カ町村が合意の中で、利便性があってしかも金額がもうある程度決まっているんですから、その金額で土地を押さえるなら、土地、ゼロで上げますよという土地を使って例えば造ると。それでも利便性があれば最高じゃないかと、そういうふうに私は思うんです。難しいです。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

菅原委員も加藤委員の言うことも私もよく分かってうなずいてはいるんですけれども、私一番心配なのは庁舎建てられるのですかという。議論するのはいいですよ。どこ建てる議論しているのはいいです。開けてみたら建てるお金ないんですと。だって、今、まちづくり検討委員会で私この間プロジェクトの一覧を見て、あれで合併特例債で選ぶ事業ですよね。今日、二階堂さん来られてないと思うんですけれども、あれざっと見ただけでも相当な金額かかるなと私印象持ったんですね。その上、私、正式に事務局からは報告は聞いていないんですけれども、千葉委員の方からあの合併特例債は200億から250億だという話も聞いているんですけれども、実際、そういったプロジェクトも抱えてそのぐらいじゃないと償還のあれがないというのであれば、だからやはりその辺が財政というものをきっちりしなければ、せっかく議論したと、それはでも結局はこの事業はじゃあやっぱり削らなければいけないと後から出てくるようであっては、はっきり言って我々の責任は負えないかなと思うんですね。やはり責任負える状態で言うのであれば、財政状況をしっかりしてからやるというのは我々の責任だと思います。

鈴木 守委員長 ご意見頂きます。どうぞ。

高橋伸幸委員 私、この中で一番若年で、まだ生意気を言うような年ではないかもしれないんですけれども、ずっと話、本会議の時もそうですけれども、生意気ちょっと申し上げるようで申し訳ないんですが、何か現行の枠組みの中での議論で右行くか左行くかというのが多いんですけれども、もっと新しいまちづくりというか市を創るのにあたって、別の発想というのを取り込んではいけないでしょうか。

例えば、市役所をここにする、で、周辺地域で例えば我が町栗駒であれば、文字とか遠い地域の人は来るのが遠くなる。役所というのは、行くことが少なくて来ることを完全に当てにしていますけれども、例えば合併して職員数がある程度の期間余るのであれば、サービスの一環として宅配を文字にすると、例えば戸籍を文字まで持っていくとか、何かやっているのかどうか分からないんですけれども、そういう何か新しい発想も取り込んでいきながら、最終的に市役所をここに決めるとか何とかということというのはできないんでしょうか。

濁沼事務局次長 今、住民票なんですが、キャッシュサービスと同じようにちゃんと機械があってできます。もう自治体でやっている所幾らもあります。

高橋伸幸委員 いえ、機械ではなくて。

濁沼事務局次長 例えば、行ってその住民票が、役所の人間がいて、そこに庁舎が、建物があって、そこに役所の職員が何人かいないと例えば住民票が取れないとかいうもう時代ではないんです。今はもう、一つの機械があって、そこに行って機械で取れる。ただそれを管理している職員は何人かいるんですが、もうそういう実態はありません。例えば役所ではなくて、皆さんが一番集まりやすい、集えるそういう施設にそういう機械を置くという議論、それは新市においてやはりそういう部分も将来的には検討されていくだろうと。それから今の現実的には個々の郵便局をもって住民のいろいるなサービスについてそれをやれるというような動きの方がありますから、ですから間違いなく今までの役所と住民の組み合わせではなくて、そういうことをみんな施設なり、例えばさっき言いました郵便局、そんなものが入って、今からは違うような行政スタイルというか、行政サービスの仕方もあると思います。

高橋伸幸委員 それで、そういうふうな中で新しい町になった時に、栗原の合併協議会としては新市に対して、こういう例えば今おっしゃったようなものを推進することを提案しますとか、あと例えばキャッシュディスペンサーみたいなのというお話ありましたけれども、例えば職員が文字の山の中のおばんつぁんの所まで必要な書類を電話1本で持っていって、本人の確認、何かしらの形でとれたらば、その人は職員だから差し上げるとかそういう宅配も、窓口というか、もうそこまで行くのが、大胆な何かその発想があって周辺部地域とかのそういう問題を緩和するというか、そういうものを提案するとかというのはないのかなといつも思うんですけれどもね。ずっと従来からの、何十年前からの枠組みの中での論議しかないのであれば、市役所をどこに建てても何しても埋まらない問題というのが必ず出てくるのではないかと。

では、せっかく新しい市になる訳ですから、我々の年代としてはそういう何か新しいものを、例えば 役所でも3交代勤務して24時間マックスバリューみたいに開けますといった、栗原はそういうもの を、大胆過ぎますけれども、例えばそういうものを提案しますとか、何かそういう新しいものというの は語ってはいけないのかなと思って今まで語らなかったんですけれども、最後の方まで行っちゃってて 言ってしまったんですけれども、すみませんでした。

鈴木 守委員長 そこまでは我が委員会では報告するべきことかどうかと思いますけれどもね、まちづくり委員会としてはそういう話もしなければならない...(「委員長」の声あり)加藤委員。

加藤雄八郎委員 先ほど私提案した遠距離電子メール、東京と同じように、今、高橋さんが言っているとおり、決裁も何ももう、入札も決裁も全部ファックスか電子でできるような時代になっている訳でしょう。だから、大きい町や、仙台市より大きな所にそれをまず持ってきて住民サービスを良くしようという発想を持っていくべきではなかろうかと。そのためには、旧庁舎を増築したり何したりということではなくて、ぼーんとね、先ほど言うのはね、私、シンボルが必要なんだと。栗原は一つだというシンボルを持ってきて、そういう発想を入れながらやっていかないと、今までの対面方式、官庁があるから築館だ、あと本庁、宮城県の役所があるからここだというような、この中のあれもありますけれども、やっぱりそういう発想も入れながら考えていくべきだなと。若いからどんどん言った方いいですよ。

鈴木 守委員長 菅原委員。

菅原 佑委員 議事進行上ご提案するんですが、今、アバウトの話ばかりでもダメなんで、1、2 番決まった訳ですので、これをベースにしてある程度の出案をすると。で、その数字を出して、最初から本庁舎にするのはここ、これから1、2のとおりしていった場合で分庁を何ぼにするか、総合支所は何ぼにするかと、それは色々組み合わせ出ると思うんですが、一部改築なり、職員の異動なり、或いは通勤費とか色々出てくると思うので、或いは計画どおりの自然減ができる、できない出てくるので、その辺試算的に出して頂いて、その金額がどういう波及効果になるのか、それを見ながら新庁舎造るか、先送りするか、そういう決断をした方が、何かもう10時近くなるんですが、なかなか進まないので、その辺いかがなものか。

飯田 明副委員長 金成の飯田ですけれども、菅原委員のおっしゃることもそのとおりなんですが、それがやっぱりなかなかできない部分があるのかもしれません。実際、今この場で一部分庁方式にして総合支所、あと本庁とした場合、当然そういうのが意向を賜った上では何らかのシミュレーションができるのかもしれませんけれども、ただ、今そこでどうこういうよりも、一つこれ皆さんの方に提案といいますか、意見集約はある程度やっぱり図らなければいけないと思いますので、例えば今出ているのでは、将来新たに建設が予想されるとありますけれども、これの部分をもう実際には建設ありきの形での文言に変えていくべきなんだろうかと。それと新市の財政状況云々、それについて場所をどこにするかというのはこれなかなか決まらないかもしれませんけれども、例えばそういったものを新市になってからやっぱり考えた方がいいのか、それとも新市になる前からそういった部分を考えた方がいいのか、そういったことをやっぱり皆さんがちょっと、そこら辺の意見は余りきちんと皆さんからもらってないような気がしますけれどもね。そこら辺の意見をいろいろと聞いた上で議論をもう少し詰めていく方がいいのかなと私思っているんですけれども、いかがなもんでしょうね。

鈴木 守委員長 千葉委員。

千葉伍郎委員 もう時間もあれですからね。フィニッシュの時間でないのかなと思っているんですが、ここに書いております「将来新たに建設が予想される新市の庁舎及び云々」というやつは、今、時期は別にして、いずれかの時期に新しい新庁舎を建てなくてはならないということだけでは、時期は別にして、これは共通認識立てると思うんですね。問題は、その話をいつどういう形でやるかと。例えば、私は財政をうんと心配する立場ですが、今まで一般の方、学経の方もおりますから、私達が特別、議員だからといって特別な資料を持っている訳ではありません。いわゆる合併の推進協議会の中でも財政が出されましたように、少なくとも10ヶ町村の中で、17年に合併した後10年間の中で投資的経費が持てる町村というのはどこがあるんだと。7つなくなるでしょう、あの数字から言ったって。そうしたら、全然自分の町の財政を見ないで、この際しっちゃかめっちゃかとにかくやってしまうというのも一つの方法だかもしれませんが、私は心配症なんですよ。財政なくして、財政の議論なくして新市もへったくれもないですよ。

当初5,000万円以上の事業を出しなさいと言ったら250億集まってきたでしょう、10ヶ町村から。こういう実態を(「2,500」の声あり)ごめんなさい、2,500ですね。500億しかない特例債なのに2,500億の数字が出るとは、こういうのはやっぱり最初の基準の決め方が極めて曖昧だから出てきたことですよね。後でやってしまってからこうでなかったのではないか、ああでなかったのではないかというのは私の町の財政計画です。ですから、この轍を踏む必要がないと。この町の轍

を踏んではならんという私は財政危機の張本人ですから心配をしているんです。

ですから、少なくともあらゆる角度から見て、これは建てるのに目標は向かっていくけれども、その時期について、ここで書いているように、慎重にやった方がいいのではないのかというのが私は今日の会議の流れだと思うんです。ですからやっぱり、今言ったように、少数であろうと何であろうと自己主張する分についてはいい。あとは、さっき私もやったように、きちんとやっぱり自己主張は根拠を持ってやって頂く。自分が持っているデータでやって頂くという、こういうこの委員会の雰囲気にしないと、「少数ですよ、あなたの考え方は」ということでばっさりやる方式ではならんと思いますので、やっぱりその人達はそれなりの根拠を示して頂いて、なるほどこの時点ではやっぱりそういう点は余り心配なかったのかなという理論の組み立て方をしてもらわないとなかなか共鳴が得られないのではないかと思います。

今日は時間も時間ですからね、いつまでもやってもらったって困るのさ。

加藤雄八郎委員

千葉さんも議員、私もやっているけれども、どれほどの資料出します。やっぱり執行部、今、事務局が出さないで誰が出してくれます。その事務局なかなか出せないというのであるならばこれは困るのではなかろうかと。だから、やっぱりそのぐらいだったらちゃんとした資料的なものを出してもらわないと審議にも何もならないと思う。

鈴木 守委員長 千葉委員。

千葉伍郎委員 資料ないと言うけれども、推進協議会の資料というのは共通認識ですよね。これは議員の皆さんだったら全部配られているはずなんですよ。見てないだけの話ですからね。全部配っていますから。ですから、立場を同じにしないと議論噛み合わないですよ。私はその資料は持っているという前提でお話ししていますからね。それを今度は見たとか見ないとかの話するのではどうにもなりませんので、やっぱりそういうバックデータは積み上げてきて、今、今日ある訳ですから、そいつはやっぱりこの議論をする、どうしても財政の資料を出せというのであれ、俺はそれ以上のものは出てこないんです。事務方だってその議論以上のことしていない訳ですから、大体。最も悪いのは17年3月までに合併しなくてはならないという、これが時間のない所なんですよ。ここが一番の課題ですからね。

ですから、ある程度今日の議論するまでの資料はお互いに事務局と同じレベルの資料ぐらい持っているはずですよ。ですから、ここは議論として私は共通認識に立って、資料をよこせと言ったって、よこす資料、同じようなものですから、みんな持っているから、そういうことで共通認識で議論しないと私はこの問題というのはなかなか進まないと思いますよ。

鈴木 守委員長 菅原委員。

菅原 佑委員 菅原 佑です。

私、資料、議事進行上出したのは、千葉伍郎委員、或いはここの20人お持ち以外の資料になる訳ですから、1番、2番決めた時点で試算をするということで事務局の方にいかがかとしたものでありまして、ここの誰もまだ持っていない数字でありますので、その辺は誤解をしないで、なるべくスムーズに行くように、時間をなるべく有効に使う関係上そういうことで飛ばないで、ピント絞りながらの話題でお願いしたいと思います。

鈴木 守委員長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 人の町のことは言ってはまずいですけれども、我々同じ資料を持っていても、同じ議員やっていても、実際、財政赤字の負担が栗駒町さん、若柳町さん恥ずかしい次第でなるという、それはそれとして、ただ、今度、栗駒町さん、ご当選してそのまま来るかどうか分かりませんけれども、新しい人が来た時にやっぱりそれらの配慮を一つお願いをしたいし、していきたいと思います。終わります。

鈴木 守委員長 山村さん。

山村喜久夫委員 一迫の山村です。

前回も同じ話を延々と続いて時間かかったように、今回も何かずっと同じ話が繰り返されているようです。委員長が全員から意見を聞いたのですから、この庁舎を合併前にどうするかという話も二つに分かれて、事務所の位置についても一部話が、みんなの意見の中ではちょっと違う人もいる。これをどうするかだけを話し合った方が、どうまとめるかだけを話し合って頂きたいと思います。

鈴木 守委員長 大内委員。

大内 朗委員 3番の問題で、これに対して対案なり意見があるかということでここに集約した訳ですよね。そして、ここにある3番の土地の部分については、3回か4回議論をしてきた結果がここに集約されている訳ですよ。ですから、これから始まっていかないと、また最初からの繰り返しになるんですよ。だからその辺の、大体この線で3回目辺りまではほぼ協議をした結果だと思うんです。まさにそのとおりだと思います。それがいろいろまたこうやって、原案どおりという方からもいろいろな意見を聞く、これを繰り返したらまた最初からの議論になってしまって際限がないと思いますよ。ですから、今まで合意に達した分は達した分で整理をして、これから色々意見出た分については、これが最終案ではございませんけれども、加除修正はこれやむを得ないとは思いますよね。そのような発想でこれから議論をしていきませんと、本当に際限のない議論になると思いますので、その辺十分委員長、副委員長、整理をして進めて頂きたいと、そう思います。(「委員長、いいですか」の声あり)

濁沼事務局次長 今、お話しありましたこの3番目の集約は、これまでも小委員会で何回か議論されてきた、その中で一番大分意見あったのは、庁舎を建設するにしろ、新市になったら庁舎建設を検討をすべきか、すべきでないかという議論ありました。その中で、やはりこの部分を表に出してしまうと、さっきからずっと同じようなこの前の議論と同じです。それをすべきでない、すべきだという議論がどこまでも議論がなされても、最終的にはその集約はなかなか難しいだろうと思います。

例えば、建てるとすれば、今度場所の議論をしないとダメだと。前に協議会で協議第8号で提案された時の前提があります。どうして庁舎建設を図るというふうにしたかという議論なんですが、これは各町村の総務部会なり幹事会で議論されたのは、これは新市の事務所の位置については「当分の間」としました。1番で事務所については「当分の間」どこどこですよと。では「当分の間」とはいつまでかと、では「当分の間」を過ぎたらどうするんだという議論がなされて、その延長の中で、「当分」過ぎたら、ではいつだと、やはりその「当分」というのは5年ぐらいではないかと。そうすると、5年を目標に庁舎建設をすべきという段階があったと思いました。ただ、皆さんからやはり財政的な部分、それから色々な部分で、どうしてもその場所なり何かの部分というのは、これを表に出して色々な議論をし

てくると、どうしてもそれが対立軸になってしまう。意見がまとまらないよという話がこれまでの皆さんのご意見です。

そういう中で、この3番は、こういう文言で、やはりこれは建てるも建てないも、それはぴしっとした審議の場を作って、そこで時間をかけて、当然、皆さんの、委員さん以外の住民の感情なりその辺も含めて時間をかけて慎重に議論すべきということでこういう整理をさせて頂きました。ただ、私の方で、事務局でこういう整理したのは、皆さんの議論のこれまでの延長の中で、それを集約した部分がこの3番になる訳です。

鈴木 守委員長 そういうことでございまして、先ほど前の2番で話出ましたように、サービスの問題と同じように、位置とか何かというのは報告の中で何らかの方法で、もちろん議事録には全部書いてありますからね、今まで議論されたことにつきましては、そういったことでまとめてはいかがですか。とにかく場所の......指定はできないね。何回議論しても、何回この会議終わっても、どこの場所にどの程度のものを建てることになっても賛成できないと思います。何回したってこれは、これは決まらないと思うんです。

菅原 佑委員 でも、それは合併の一番のポイントではないですか。合併のポイントではないですか。委員長はそこで済んでも、これは先送りしたってどうにもならないですよ、これは。委員長としては委員長おりればすぐ報告して済む訳でしょう。

加藤雄八郎委員 法定協議会というのはあれなんでしょう、法律的に決めたことを10ヶ町村が審議をもって実行していくんでしょう。それを重要な新市の位置、市役所の位置、将来のシンボルとなるものが決められずに、いや、何回審議しても分からないから新市において検討するというようなやり方は私は賛成できないし、もしそれを言うのだったら、もうそのように若柳の加藤はそのように書いてもらわなくては本当に、何とかかんとかまとめたいからというようなやり方では今までの議会と同じですよ。先送り、またあっちで考えるというようなやり方ではできないと思います。

鈴木 守委員長 できるなら少数意見とか何とかじゃなくて、この場合にはこれでやむを得ない問題だということでまとめている、まとめてとりあえず作っている訳です。それで、ほとんどの方が個々のご意見を呈したように、ほとんどの方はやむを得ないのではないかというような、よしするという、これは暗黙の中である訳でございますので、まず意見は意見として、これは本協議会においての報告の中には考えることにしますが、そういうことでいかがでしょうか。

加藤雄八郎委員 今、ここで20人集まって話し合って、大体こういう方向に行っていると。私の方で前議長が決議についてどう言ったか知りません。で、議事録も見ていませんから。ただ、私どもは、決議が外れたからやめろというのではないんですよ。20人の委員の前ですから、20人の委員が一致してそのような考えを持つべきだと言ってあったんですよ。その後の決議だって重く受けとめてもらわないと困りますよ。時間がないからそれなりに.....。

鈴木 守委員長 あのね、これは何回開いても同じだと思いますよ。これ以上私も言いたくないから言いませんが、皆さんいかがですか。どうしますか。だって、議論は噛み合わないでしょう。千葉 委員。

千葉伍郎委員 休憩取って下さい。

鈴木 守委員長 暫時休憩します。

午後 9 時 5 5 分 休憩 午後 1 0 時 0 1 分 再開

鈴木 守委員長 再会します。

それで、今までいろいろご議論頂いた訳ですけれども、もう一度、最後にしたいのでやらざるを得ないのかなと、このように感じますが、皆さんいかがですか。 (「はい」の声あり)

それでは、その前に、この文言でなくて、もっとここを変えた方がいい、こうされた方がいいというのがあったら出して頂いて...。

加藤雄八郎委員 さっき言われた「当分の間」って言ってて、3番決めてからまた1番に戻るって言われてたしね。(「それ「当分の間」ってまだ決まっていない」の声あり)「当分の間」って法令用語はちゃんと知っているでしょうけれども、それらの法令用語も含めれば……(「次回まで考えてきていいのでないの」「この辺でいいや」「確定って言われてないですよね」の声あり)「当分の間」というのは法令用語で「そのまま続ける」という意味だと思う。これは法律的に有効ですよ。

鈴木 守委員長 私は、2番、3番を決めた中で、この「当分の間」をどうするかというのは (「そうです」の声あり)そのように検討しますというあれで.....。(「先送り.....」「いやいや、 委員長も含めて」の声あり)

加藤雄八郎委員 委員長、私もね、「当分の間」というのは法令用語にあるんですけれども、抜き書きしてコピーしてきました。で、もしあれでしたら皆さんにお渡し頂きたい思うんだけれども、お1人ずつ渡してあげますか。今度でいいですか。法令は「当分の間」......。

武田正道委員 語句説明、この下にあるしね。

鈴木 守委員長 皆さん、どうします。

武田正道委員 いや、語句説明は下にある注訳でいいと思います。(「えっ」の声あり)語句説明は下にあるでしょう、これ、注訳として。(「委員長.....」「休憩中ですか」「再開したんですけれども」の声あり)

加藤雄八郎委員 もうやめましょう、本当の話は。頭の方が回転していませんです。ただ、「当分の間」はこのまんまという話ですけれども、私の方の資料の法令用語には「当分の間」というのは「効力がなくなるものではない」という、法令上「当分の間」というのは「そのまま続く」というものであるんですよ、法令用語では。だから、ここに書いた効力はないんですよ。それらも含めて議論しようと思って1にしたら後でと言うから、委員長、もう頭の方が回りませんので、次回にお願いしたいと思うんですけれども。(「そうですね、賛成」の声あり)

鈴木 守委員長 それでは、次の日程についてお伺いします。

(次回の会議日程を協議)

鈴木 守委員長 それでは、再度お願いしますので、何を本当にどんなふうにしてやるかということを考えてきて、千葉委員から一応は根回しをちゃんとしなさいという話があったが、正直申し上げて、根回しは到底できませんので、私は。(「何だや、何してやったって分からない、あのっしゃ」の声あり)はい。(「悪い意味じゃなくてね」の声あり)

津藤國男委員 あとですね、対案だ何だかと言ったとしても、ほぼ二つどっちかというような形になっているんだけれども、なかなか自分の意見をある程度修正をするというの、そういう姿というの、議会の方でもそうなんだけれども必要だと思うんですよ、これ。これ誰やるんですか。委員長、副委員長、私やりませんからというのでは、どこを誰が集約するんですか、これ。事務局ですか。それは、やっぱりその辺の水面下である程度糸口を見つけないとまとまらないと思いますよ。大変ご迷惑かけるんですけれども、その辺は委員長、副委員長に一つお願いして、うまくその辺を今度の委員会に出てくるように努力して頂きますように私の方からお願いします。だって、今日はどうしようもないんだもの。そうでしょう。

鈴木 守委員長 新しい年を迎えますので、心機一転考えますから、皆さんにもよろしくなるご協議の程をぜひぜひお願いしたいと思いますので、今日の会議は終わりたいと思います。

4.挨 拶

飯田 明副委員長 閉会の言葉なんですけれども、基本的に3項目目の文言ですね、これ、こちらの方で事務方等と協議しまして、それ差し上げた上で、これやっぱり今度はその文言とその内容等皆さんいろいろな意見を出して頂いたので、その後、今度年明けてからになりますが、もう1回検討して頂けないでしょうか。(「お願いします」の声あり)今日で小委員会、本当に5回目迎えまして、何しろ大分私としては輪郭が見えてきたような気はするんですけれども、先月来からの先進地視察から小委員会から多分かぶっちゃって、協議会、もうかぶっちゃって毎週のように出ている方いらっしゃると思うんですけれども、これが我々にとっては新しいものを生み出す今正念場でもありますし、ここの所をやっぱり頑張らないと思ったように進んでいかないと思いますので、今日、なかなかやっぱりまとまらない部分もあったかと思うんですけれども、この次、皆さんの意見をもう1回集約して、それでまとめ上げて、それで何らかのきちんとした、そういう呈したいと思いますので、よろしくご協力とご協調の程お願いいたします。

どうも今日はご苦労さまでした。

午後10時20分 閉会